

# 官報 号外 昭和五十四年三月二十三日

## ○第八十七回 衆議院会議録 第十八号(一)

昭和五十四年三月二十三日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和五十四年三月二十三日

正午開議

第一 原子力損害の賠償に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第二 地方税法等の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○本日の会議に付した案件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの

件

商品取引所審議会会長及び同委員任命につき同

意を求めるの件

鉄道建設審議会委員任命につき同意を求めるの件

件

公共企業体等労働委員会委員任命につき同意を

求めるの件

日程第一 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時七分開議

○議長(灘尾弘吉君) これより会議を開きます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、鉄道建設審議会委員及び公共企業体等労

働委員会委員の任命について、申し出のとおり同

意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(灘尾弘吉君) 起立多数。よって、いずれ

も同意を与えるに決しました。

○議長(灘尾弘吉君) 「賛成者起立」

○議長(灘尾弘吉君) 起立多數。よって、いずれ

も同意を与えるに決しました。



## 官報(号外)

○議長(瀧尾弘吉君) 投票漏れはありません か。——投票漏れないと認めます。投票箱閉 鎖。開匣。——開鎖。	〔議場閉鎖〕
○議長(瀧尾弘吉君) 投票を計算いたさせます。 〔参考投票を計算〕	〔参考投票を計算〕
○議長(瀧尾弘吉君) 投票の結果を事務総長より 報告いたします。	〔事務総長報告〕
投票総数 四百三十六 可とする者(白票) 否とする者(青票)	三百四十四 〔拍手〕 〔拍手〕
○議長(瀧尾弘吉君) 右の結果、地方税法等の一部を改正する法律案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)	〔拍手〕
地方税法等の一部を改正する法律案を可とする 議員の氏名	
安倍晋太郎君 阿部 文男君 逢沢 英雄君 愛野興一郎君 天野 光晴君 有馬 元治君 井上 裕君 伊東 正義君	足立 篤郎君 相沢 英之君 青木 正久君 荒船清十郎君 井出一大郎君 久保田円次君 鰐岡 兵輔君 熊谷 義雄君
倉石 忠雄君 石井 一君 石田 博英君 稻葉 修君 石原慎太郎君 宇野 宗佑君 内海 英男君 江藤 隆美君 小此木彌三郎君 小沢 辰男君 越智 伊平君 大石 千八君 大野 明君 大坪健一郎君 大村 裏治君 奥野 誠亮君 加藤常太郎君 鹿野 道彦君 柏谷 茂君 金子 一平君 唐沢俊二郎君 瓦 力君 木村 武雄君 木村 俊夫君 久野 忠治君 谷 竹下 洋一君 谷垣 尊一君	倉成 正君 藏内 修治君 栗原 裕幸君 小坂善太郎君 小坂徳三郎君 宇賀山重四郎君 國場 幸昌君 左藤 恵君 佐藤 隆君 佐藤 守良君 佐藤 文生君 佐々木義武君 中島源太郎君 中曾根康弘君 中尾 栄一君 中島 一郎君 中西 啓介君 中村喜四郎君 中村 弘海君 中山 利生君 永田 亮一君 二階堂 進君 西田 司君 西村 靖君 中山 正暉君 中村 喜君 丹羽 久章君 西村 英一君 野田 稔君 野呂 恭一君 根本龍太郎君 野田 稔君 野中 英二君 羽田 政君 羽生田 進君 鳩山 邦夫君 橋口 隆君 長谷川 嶽君 鳩山 邦夫君 浜田 幸一君 浜田 崇君 原田 廉君 原田 義郎君 平泉 渉君
谷川 寛三君 玉沢徳一郎君 中馬 辰猪君 塚原 俊平君 戸井田三郎君 渡海元三郎君 戸沢 政方君 登坂重次郎君 中尾 栄一君 中島 一郎君 中西 啓介君 中村 喜四郎君 中村 靖君 中山 正暉君 中村 喜君 丹羽 久章君 西村 英一君 野田 稔君 野中 英二君 羽田 政君 羽生田 進君 鳩山 邦夫君 浜田 幸一君 浜田 崇君 原田 廉君 原田 義郎君 平泉 渉君	谷川 寛三君 地崎宇三郎君 津島 雄二君 塚原 俊平君 戸井田三郎君 渡海元三郎君 戸沢 政方君 友納 武人君 中川 一郎君 中島 一郎君 中西 啓介君 中村 喜四郎君 中村 靖君 中山 正暉君 中村 喜君 丹羽 久章君 西村 英一君 野田 稔君 野中 英二君 羽田 政君 羽生田 進君 鳩山 邦夫君 浜田 幸一君 浜田 崇君 原田 廉君 原田 義郎君 平泉 渉君

福島 譲君	官 報 (号外)	山崎 拓君	山崎 武三郎君	川崎 寛治君	川本 敏美君	長谷川正三君	原 茂君
福田 篤泰君		福田 一君	山崎平八郎君	河上 民雄君	木島喜兵衛君	日野 市朗君	平林 剛君
福永 一臣君		福永 健司君	山下 德夫君	山田 久就君	栗林 三郎君	広瀬 秀吉君	福岡 義登君
藤井 勝志君		藤尾 正行君	山中 貞則君	湯川 宏君	佐藤 順樹君	藤田 高敏君	古川 喜一君
藤田 義光君		藤波 孝生君	与謝野 銘君	綿貫 民輔君	兒玉 末男君	水田 七郎君	森 伸一君
藤本 孝雄君		古井 喜實君	渡部 恒三君	渡辺 栄一君	佐藤 敬治君	木原 実君	久保 等君
古屋 亨君		細田 吉藏君	渡辺 紘三君	渡辺 秀央君	後藤 茂君	栗林 進君	加藤 勝君
堀之内 久男君		堀内 光雄君	渡辺 恒三君	佐野 進君	佐野 進君	小林 進君	山口シヅエ君
前尾繁三郎君		本名 武君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	馬場猪太郎君
増岡 博之君		前田治一郎君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	馬場昇君
増田甲子七君		安島 友義君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	加藤清二君
松澤 雄藏君		阿部未喜男君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
松野 幸恭君		井上 一成君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
松澤 雄藏君		伊賀 定盛君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
三池 信君		井上 普方君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
三塚 博君		伊藤 茂君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
宮崎 茂一君		島田 琢郎君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
宮崎 嘉文君		新村 勝龍君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
水平 豊彦君		嶋崎 讓君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
岩垂寿喜男君		新盛 辰雄君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
板川 正吾君		田口 一男君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
上原 康助君		田邊 誠君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
上原 豊彦君		高田 富之君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
多賀谷真穂君		鈴木 強君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
武部 文君		上田 卓三君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
土井たか子君		稻葉 誠一君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
中西 繢介君		高沢 寅男君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
千葉千代世君		竹内 猛君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
中村 重光君		只松 荘治君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
梅野 泰三君		市川 雄一君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
中村 茂君		大橋 敏雄君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
野口 幸一君		岡本 富夫君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
野坂 浩賢君		大久保直彦君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
馬場 浩賢君		大橋 敏雄君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
貝沼 次郎君		岡本 富夫君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君
北側 義一君		近江巳記夫君	渡辺 紘三君	佐野 進君	佐野 進君	川崎 寛治君	森 伸一君

官 報 (号 外)

山本悌二郎君	吉田之久君	渡辺武三君	浦井洋君
和田耕作君			
渡辺朗君			
工藤晃君			
瀬崎博義君			
東中光雄君	正森成二君	寺前巖君	柴田睦夫君
三谷秀治君			
大原一三君	甘利正君		
川合武君	加地和君		
小林正巳君			
中川秀直君	田川誠一君		
依田実君	山口敏夫君		
橋崎弥之助君	阿部昭吾君		
三宅正一君			

委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(灘尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

民事執行法案（第八十四回国会、内閣提出）  
(參議院送付)

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、參議院送付)

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 民事執行法案、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

君。 委員長の報告を求めます。法務委員長佐藤文生

民事執行法案及び同報告書

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔〕に掲載〕

〔佐藤文生君登壇〕

○佐藤文生君 ただいま議題となりました二法案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

民事執行法案は、第八十四国会、本院において原案のとおり可決し、参議院に送付され、同院において継続審査に付し、去る二日修正議決の上、本院に送付されたものであります。

本案は、債務名義に基づく強制執行と担保権の実行等による競売とを統合した単行法を制定し、債務者その他関係人の利害を調整しつつ、執行の

適正迅速化を図らうとするもので、その主要内容

は次のとおりであります。

第一に、執行手続の裁判に対する執行抗告は、

特に定めのあるものに限ることとし、執行停止についても合理的制限を加える。

第二に、配当要求の制度を改善し、不動産の競

売については、現況調査権を強化し、物件明細書

を作成して閲覧に供する。

第三に、不動産等を目的とする担保権実行の要

件等を整備し、競売による所有権の取得は、担保

権の消滅等により妨げられない。

第四に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第五に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第六に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第七に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第八に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第九に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第十に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第十一に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第十二に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

第十三に、動産等に対する差し押さえ禁止範囲を

合理化する。

等であります。

次に、民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、民事執行法の施行に伴い、民事訴訟法ほか六十の関連する諸法律について、字句の修

正、条文の整理その他関連事項の改正を行おうとするものであります。

本案は、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事

訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

について申し上げます。

最後に、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事

訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

について申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する規定の整

備等にかんがみ、民事訴訟及び刑事訴訟における

訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

以上、御報告申し上げます。(拍手)

國務大臣 金子 岩三君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

○議長(選尾弘吉君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(選尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

出席國務大臣

法務大臣 古井 喜實君

通商產業大臣 江崎 真澄君

運輸大臣 森山 欽司君

労働大臣 栗原 祐幸君

自治大臣 蔡谷 直藏君

一、今二十三日、内閣から、鉄道建設審議会委員会委員に伊藤正二君、市原昌三郎君、金子美

官報号外(一)

雄君、隅谷三喜男君、中西實君、原田運治君及び舟橋尚道君を任命したいので、公共企業体等労働関係法第二十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任

地方行政委員

萬  
卷

小沢	辰男君	中島	衛君
松野	賴三君	塙田	徹君
宮澤	喜一君	愛知	和男君
北山	愛郎君	伊賀	定盛君
加地	和君	川合	武君
川合	武君	加地	和君
愛知	和男君	宮澤	喜一君
塙田	徹君	松野	賴三君
中島	衛君	小沢	辰男君
伊賀	定盛君	北山	愛郎君

建設委員	村上	村上	茂利君
	小沢	辰男君	
宮澤	松野	頼三君	
喜一君			
	小渕	惠三君	
	佐野	嘉吉君	
	村上		
	茂利君		

(議案付託)  
一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(質問書提出)

問主意書(上田卓二君提出)

社会保険診療報酬支払基金における男女賃金差別の早期是正に関する質問主意書（田中美智子君提出）

## 大和川の水質汚濁防止と流域下水道の整備に関する質問主意書(上田卓三君提出)

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出第  
四三号）

医薬品副作用被害救済基金法案（内閣提出第4号）

(議案送付)

一、昨二十二日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

## 船舶整備公団法の一部を改正する法律案

## 沿岸漁業改善資金助成法案

法律案

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案

昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号(一) 朗読を省略した議長の報告

明治二十二年三月三十一日  
第三種郵便物認可

昭和五十四年三月二十三日

衆議院會議錄第十八号(一)





自家用	年額	二万六千円	総排気量が三リットル以下のもの
	年額	二万四千円	総排気量が三リットルを超える、六
	年額	二万九千円	リットル以下のもの
	年額	四万二千五百円	総排気量が六リットルを超えるも
	年額	五千円	の

自家用	年額	五万二千円	総排気量が三リットル以下のもの
	年額	七万円	総排気量が三リットルを超える、六
	年額	七万五千円	リットル以下のもの
	年額	十二万九千円	総排気量が六リットルを超えるも
	年額	七万七千円	の
	年額	七千円	四輪以上の小型自動車に属するもの
	年額	八千円	營業用
	年額	八千円	総排気量が一リットル以下のもの
	年額	八千円	総排気量が一・五リットルを超えるもの
	年額	三千五百円	総排気量が一・五リットル以下のもの
	年額	三万円	総排気量が一・五リットルを超えるもの
	年額	三万四千五百円	の

自家用	年額	九千円	第三百四十九条の三中第五項を削り、第六項
	年額	九千円	を受ける者又は乙種狩猟免許を甲種狩猟免許
	年額	九千円	又は乙種狩猟免許を甲種狩猟免許に改め、同条第三号中「丙種狩猟免許」を「丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改め、同条に次の
	年額	九千円	一項を加える。
	年額	九千円	2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のい
	年額	九千円	ずれかに該当する場合における当該狩猟者の
	年額	九千円	登録に係る狩猟者登録税の税率は、前項の規
	年額	九千円	定にかかるらず、同項に規定する税率の二分
	年額	九千円	の一とする。
	年額	九千円	一 放鳥獣獵区(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法
	年額	九千円	律(大正七年法律第三十二号)第十四条第三
	年額	九千円	項に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の
	年額	九千円	捕獲を目的とする獵区をいう。次号において同じ。のみに係る狩猟者の登録
	年額	九千円	二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受
	年額	九千円	ける放鳥獣獵区及び放鳥獣獵区以外の場所
	年額	九千円	に係る狩猟者の登録

自家用	年額	九千円	第三百四十四条の二第一項中「掲げる金額」を
	年額	九千円	「定める金額」に改め、同項第一号及び第二号中「あめられた」を「埋められた」に改め、同項第六号中「十八万円」を「十九万円」に、「二十万円」を「二十一万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十八万円」を「十九万円」に改め、同項第十号中「二十万円」を「二十一万円」に改め、同項第十一号中「十九万円」を「二十万円」に、
	年額	九千五百円	「二十万円」を「二十一万円」に改め、同項第二項
	年額	九千五百円	「五百八十六条第二項第十一号中「第九号」を
	年額	九千五百円	「第八号」に、「第十号」を「第九号」に改め、同項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号の二を第十三号とし、同項第十七号中
	年額	九千五百円	「事業主団体」の下に、「同条第三項の福利厚生会社」を加える。
	年額	九千五百円	第六百一十条第一項中「土地の所有者等が」を
	年額	九千五百円	「土地の所有者等が」に改める。
	年額	九千五百円	第六百二条第一項を次のように改める。
	年額	九千五百円	市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各
	年額	九千五百円	号に定める土地の譲渡をしようとする場合に
	年額	九千五百円	おいて、市町村長が当該事實を認定したところに基づいて定める日(以下本項において「事実認定日」という)から二年を経過する日までの期間(大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない

理由があると市町村長が認める場合には、納稅義務者の申請に基づき市町村長が定める相当の期間とし、第二号又は第三号に定める土地の譲渡（第二号に定める土地の譲渡にあつては、土地収用法第八十二条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合の土地の譲渡を除く）で、当該土地の譲渡に係る事実認定日がこれらの号に定める日後の一日前であるもの（第三項において「特定譲渡」という。）あつては、当該事実認定日からこれまでの号に定める日以後二年を経過する日までの期間とする。以下本項において「納稅義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納稅義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納稅義務を免除するものとする。

二 土地の所有者等 税特別措置法第二十八条の四第二項第一号、第二号若しくは第四号から第八号まで又は第六十三条第三項第一号、第二号若しくは第四号から第八号までの規定に該当する土地の譲渡で政令で定めるもの

二 土地又は家屋を収用することができる事業（以下本項において「公共事業」という。）を行ひうる者 当該公共事業の用に供するため不動産を収用された者、当該公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者又は当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した土地の上に建築されていいた家屋について移転補償金を受けた者に対する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本項において「被收用不動産等」という。）の譲渡（土地収用法第八十二条の規定により土地をもつて損失を補償するため行われる場合以外の場合には、当該不動産を収用され、若しくは譲渡し、又は当該家屋についての移転補償金を受けた者に対する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産等）とし、同号において「被收用不動産等」として規定するもの

三 土地開発公社又は地域振興整備公団これらのが公共事業を行う者に代わつて当該公共事業の用に供する不動産を取得する場合においてこれらの方に当該公共事業の用に供する不動産を譲渡した者又は当該譲渡に係る土地の上に建築された家屋について移転補償金を受けた者に対する当該譲渡に係る土地の上に建築された家屋に係る土地の譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下本号において「被買取不動産等」といふ。）に代わるものと市町村長が認める土地（当該被買取不動産等に対応するものとして政令で定める土地に限る。）の譲渡（当該不動産を譲渡し、又は当該家屋についての移転補償金に係る契約をした日から二年以内に行われる土地の譲渡に限る。）

### 3 第六百二条に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、同項において準用する前項第二項及び第四項の規定は、特定譲渡については、適用しない。

第六百九十九条の二第二項中「前項の自動車」を前項の「自動車」に、「同項の自動車の取得」を「前項の「自動車の取得」に改める。

第七百条の五十一中「狩猟免許」を「狩猟者の登録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（入猟税の非課税の範囲）

第七百条の五十一の二 道府県は、放鳥獵区（第二百三十七条第二項第一号に規定する放鳥獵区をいう。）のみに係る狩猟者の登録を受ける者に対しては、入猟税を課することができない。

第七百条の五十二中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号中「甲種狩猟免許を受ける者は乙種狩猟免許」を「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改め、同条第二号中「丙種狩猟免許」を「丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録」に改める。

第七百条の五十四第一項中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第七項中「狩猟

第七百一条の三十四第三項第七号中「第三条第三項」を「第三条第八項」に改め、同項第二十号中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第十九号」に改め、同項第三十号中「駐車場法」の下に「昭和三十二年法律第百六号」を加える。

第七百二条第一項中「行なう」を「行なう」に改め、同条第二項中「第三百四十九条の三第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第三百四十九条の三第十九項又は第十二項まで、第十四項、第十五項、第十八項又は第十九項」に改める。

第七百三条の四第四項中「十九万円」を「二十万円」に改める。

附則第四条第二項中「第二十八条の五第一項」の下に「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二号）による改正第五十四条法律第一号」という。）による改正前の租税特別措置法第二十八条の五第一項（昭和五十四年法律第二号附則第十一條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）を加え、「又は昭和五十三年において」を「から昭和五十四年までの間に」に改め、同条第六項中「第七十二条の十五第一項」を「第七十二条の十五第一項」を「第七十二条の十五」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十一條第一項中「当該補助を受けた額」を「当該補助を受けた額と価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額」とし、同条第五項中「育苗、乾燥又は貯蔵」を「乾燥」に、「相当する額」を「相当する額と価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額との差額の五分の四に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額」に改め、同条第五項中「育苗、乾燥又は貯蔵」を「乾燥」に、「相当する額」を「相当する額と価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額との差額の五分の四に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額に相当する額」に改め、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、同条第八項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「相当する額」を「相当する額と価格に当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額との差額の五分の四に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同条に次の三項を加える。

10 空港周辺整備機構が公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する業務

の用に供する土地（第七十三条の四第一項第十九号の三に掲げるものを除く。）を取得した場合における当該土地の取得に対し課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

11 特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第二十九条第一項第一号に規定する業務として不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

12 第七十三条の十四第四項若しくは第五項に規定する施設又は同条第九項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十九年三月三十一日までに行われたときに限り、これらの規定にかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二号）による改正前の地方税法（以下「昭和五十四年改正前の地方税法」という。）第七十三条の十四第四項、第五項又は第九項の規定を適用したとしたならばこれらの規定により価格から控除すべきものとされる額と当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第七十三条の十四第四項、第五項又は第九項の規定により価格から控除すべきものとされる額（以下本項において「新控除額」という。）との差額の五分の四に相当する額を新控除額に加算した額に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の二第三項及び第五項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に

改め、同条に次の二項を加える。  
二 道府県は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地を取得した場合において、これらが当該取得の日から引き続き二年以上当該土地について当該土地に係る同法第十二条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二条第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対する課する不動産取得税については、当該取得が昭和五十六年三月三十一日までに行われたとき限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画において定められた同法第二条第四項の旧慣使用林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十九条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に当該土地を取得した者の当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る同法第二十三条第一項の規定により消滅した旧慣使用权に基づく旧慣使用林野の使用又は収益の状況に対応する割合として政令で定める割合を乗じて得た額

第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する土地の取得に對して課する不動産取得税の税額の徵收猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方團体の徵收金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第九項」と、「同号」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第九項」と、第七十三条の二十七第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは附則第十一條の二第一項第一号」を「昭和五十三年度までの各年度分」に、「附則第十一條の二第一項第一号」を「昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度分」に改め、同条第二項中「昭和五十三年度分」を「昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度分」に改め、同条第二項中「昭和五十五年度までの各年度分」に改め、「附則第十二條の三第一項」を「附則第十二条の三第一項」に改め、同条を附則第十二条の三とし、附則第十二条の次に

(昭和五十四年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の特例)  
第十二条の二 昭和五十四年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、第七十四条第三項又は第四百六十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数に政令で定める率を乗じて得た本数を」とする。

附則第十四条中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同条第二号中「下水道法」を「及び下水道法」に改め、「及び海上汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和四十五年法律第三百三十六号)第三十九条の三の規定により備え付けられたオイルフェンス」を削る。

附則第十五条第一項中「昭和五十三年一月一日」を「昭和五十五年一月一日」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項中「昭和五十三年一月一日」を「昭和五十五年一月一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を削り、第八項を第六項とし、同条第九項中「第三百四十九条の三第六項」を「第三百四十九条の三第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「昭和五十三年度」を「昭和五十六年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項若しくは第二十四項」を「第五項若しくは第二十二項」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十六年度」に改め、同項を第五十五項まで二項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第三百四十九条の三第九項又は第十項」を「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の四項を加える。

(駐車場法第二条第一号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ。)で、直接地上へ通する出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いるもののうち、昭和五十一年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に建設され、又は設置されたもの用に供する家屋及び償却資産に対する課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかるはず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産については、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五)の額とする。

は軌道に係る乗降場の延伸工事により昭和五十三年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間に敷設した線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（第三百四十九条の三第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

四 救急病院等（消防法第二条第九項に規定する医療機関のうち自治省令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）の開設者が、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新たに取得し、かつ、当該救急病院等において同条第九項に規定する救急業務に係る傷病者に関する医療の用に供する機器で政令で定めるもの（以下本項において「救急医療用機器」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該救急医療用機器に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

附則第十六条第一項及び第二項中「昭和五十三年一月一日」を「昭和五十六年一月一日」に改める。

四 昭和五十三年度課税標準額 昭和五十三年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつては、次のイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつては、次のロに掲げる額をいう。

附則第十七条第五号中「昭和五十年度」を「昭和五十三年度」に、「昭和五十年度課税標準額」を「昭和五十三年度課税標準額」に、同条第六号中「昭和五十年度課税標準額」を「昭和五十三年度課税標準額」に、「昭和五十二年度」を「昭和五十五年度」に改め、同条第二項中「前年度分の固定資産税の課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に、「附則第十五条」を「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第九号）附則第七条第五項の規定によりなおその効力を有す

ることとされる同法による改正前の地方税法附則第十五条第九項に、「昭和五十一年度」を「昭和五十三年年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十四年年度」に、「昭和五十年度課税標準額」を「昭和五十三年年度課税標準額」に、「昭和五十二年年度」を「昭和五十五年年度」に、「昭和五十三年年度」を「昭和五十六年年度」に改める。

附則第十八条の二第一項及び第二項中、「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に、「昭和五十年度」を「昭和五十三年年度」に改め、同条第三項中、「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年年度から昭和五十六年度まで」に改める。

昭和五十六年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和

五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

上昇率の区分	負担調整率
一・五倍以下のもの	一・〇五
一・五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二
一・五倍以下のもの	一・〇五
一・五倍を超える、一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・二

附則第二十二条第一項、附則第二十四条並びに附則第二十五条の見出し及び同条第一項中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改める。附則第二十六条の見出し中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同条第一項中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第二十八条第一項及び第二十九条の第五項中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十五年度まで」に改める。附則第三十条の二中「昭和五十三年度分」を「昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度分」に改める。

附則第三十一条の二の見出しを「特別土地保有税の特例」に改め、同条中「昭和五十五年度分」を「昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度分」に改める。附則第三十二条第一項第二号に規定する業務の用に供する土地（第五百八十六条第二項第一号の規定によるもの）を除く。）に

3 前項の規定は、特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業安定事業協会法第二十九条第一項第一号に規定する業務として取得して課する特別土地保有税について準用する。

4 第五百八十六条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

附則第三十一条の次に次の二条を加える。  
(特別土地保有税の非課税)

第三十一条の二 市町村は、旧特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法（昭和四十六年法律第十七号）第十四条第一項の規定による承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人若しくは当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の向上若しくは機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上のために昭和五十四年三月三十一日までに取得し、かつ、保有する土地で政令で定めるもの又はその取得に対するは、第五百八十五条第一項の規定にかかるらず、特別土地保有税を課することができない。この場合においては、第五百八十六条第四項の規定を準用する。

前項の規定の適用がある場合には、第五百九十五条及び第五百九十九条第二項第一号中「又は第五百八十七条」とあるのは、第五百八十七条又は附則第三十一条の二」と、第六百一条第一項中「第五百八十六条第二項の規定」とあるのは、第五百八十六条第二項又は附則第三十一条の二第一項の規定」とする。

前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における特別土地保有税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を昭和五十五年三月三十一日に改め、同条第三項を次のように改める。

3 電気を動力源とする自動車で自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和五十六年三月三十日までに行われたときに限り、第六百九十九条の八及び前項の規定にかかるらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二を控除した率とする。

附則第三十二条第二項第二号中「一分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の四分の三と規定によって所得税法第二十三条第二項第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「一分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の四分の三と規定によって所得税法第二

附則第三十二条の二中「昭和五十一年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで」を「昭和五十四年六月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」に、「一万九千五百円」を「二万四千三百円」に改める。

附則第三十三条の二第一項中「昭和五十四年六月」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第三十四条第一項中「相当する課税长期譲渡所得金額」を「以下次条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。」に、「当該各号に掲げる金額」を「当該各号に定める金額」に改める。

附則第三十四条の二第一項を次のように改める。

昭和五十五年度から昭和五十七年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分の道府県民税の所得割については、附則第三十四条第一項第一号中「二千円」とあるのは「四千円」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号中「が二千円」とあるのは「が四千円」と、同号イ中「四十万円」とあるのは「六十四万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第一四分の三」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号中「が二千円」とあるのは「が四千円」と、同号イ中「四十万円」とあるのは「六十四万円」と、同号ロ中「課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第一四分の三」とあるのは「百分の一・六」とあるのを

該譲渡所得に係る昭和五十七年度分の道府県民税の所得割については、当該譲渡所得に係る昭和五十六年度分の道府県民税の所得割の例による。

「附則第三十四条の二第三項中「前条第一項」を  
第四項において準用する同条第一項」を「附則第三十  
四条第四項において準用する同条第一項」を「附則第三十  
四号」に、「三十二万円」を「六十四万円」に、「六十  
八万円」を「百三十六万円」に改め、「総所得金  
額」と「」の下に「同項から同条第三項まで」と  
あるのは「同条第四項において準用する同条第  
一項から第三項まで」と、「」を加え、同条を附則  
第三十四条の二とする。

附則第三十四条の次に次の一条を加える。  
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)  
第三十四条の二 前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第三十一条第二項に規定する土地等をいう。以下本条及び附則第三十五条第三項において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下本条及び附則第三十五条第三項において同じ。)のうちに優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものをいう。以下本項において同じ。)があるときにおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項に規定する譲渡所得を除く。以下次項までにおいて同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対しても課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ當該各号に定める金額に相当する額とする。

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号(二)

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

前年中の前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の全部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額イ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得

うち一般課税長期譲渡所得金額が一千万円以下で特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額を超える場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる金額の合

金額の百分の一に相当する金額  
当該課税長期譲渡所得金額が四千万円  
を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 一般課税長期譲渡所得金額（当該一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合には、二千万円。以下本号

(2) (1) 当該課税長期譲渡所得金額につき、  
前条第一項及び本項の規定の適用がな  
いものとした場合に算出される道府県  
民税の所得割の額のうち、当該課税長  
期譲渡所得金額のうち四千万円を超  
る部分に係る道府県民税の所得割の額  
として政令で定めるところにより計算  
した金額 八十萬円

において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額。

当該課税長期譲渡所得金額につき、

一 前年中の前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の一部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場

(2) において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。(以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二

合の区分に応じそれぞれ次に定める金額  
イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年  
中の前条第一項の譲渡所得の割合となる

(2) において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。(以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条规定の規定によつて所得税法第二十二条第二項第三号中「二分の一」とあるのを「二分の一」(地方税法附則第三十四条の二第一項

の前項第一項の譲渡戸籍の基団にかかる  
譲渡で優良住宅地等のための譲渡以外の  
ものに係る部分の金額（以下本号において

において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。(以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二條第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第三号中「二分の一」とあるのを「二分の一」(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)と読み替えて同項の

て、一般課税長期譲渡所得金額」という。これが二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等の

において「一般比例課税金額」という。と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額。

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第三号中「二分の一」とあるのを「二分の一(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所

ための譲渡に係る部分の金額（以下本号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期

において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。(以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額。

前条第一項及び本項の規定の適用がなべ、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第三号中「二分の一」とあるのを「二分の一(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号イに規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額について、四分の三)」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を因る部分

譲渡所得金額を控除した金額以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の百分比

(2) において「一般比例課税金額」という。と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によって所得稅法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一(地方稅法附則第三十四条の二第一項第一号)」に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民稅の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を超える部分に係る道府県民稅の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金

の二に相当する金額  
当該課税長期譲渡所得金額のうち一般  
課税長期譲渡所得金額が二千万円を超え  
る場合又は当該課税長期譲渡所得金額の

(2) において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。(以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の二に相当する金額

当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及び本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条第二項の規定によつて所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一」(地方税法附則第三十四条の二第一項第二号)に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する部分の金額については、四分の三)と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を超える部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額

四六六

は第五号の造成又は同項第六号の建設を行ふ個人又は法人は、当該第二項の規定による書類の交付を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた場合には、当該第二項の規定の適用を受けた者又は一部が規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、自治省令で定めるところにより、当該書類を市町村長に提出しなければならない。

第二項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第四号から第六号までに掲げた譲渡等の譲渡に該当しないこととなつた場合は、当該期間を経過した日から四月以内に、自治省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

前項に定める場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第一項の規定にかかるらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなくかつたものとみなす。

前項の規定により課されることとなる道府県民税及び市町村民税の所得割については、次に定めるところによる。

一 第十七条の五第一項及び第二項並びに第十八条第一項中「法定納期限」とあるのは、「附則第三十四条の二」第六項に規定する申告の期限」とする。

二 第三百二十二条の二第二項中「不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限」とあるのは、「不足税額に当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととさ

る日」と、「納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日」とあるのは「納付すべきこととされる日の翌日」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

三 前二号に定めるものほか、前項の規定の適用がある場合における道府県民税及び市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条第三項中「租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「昭和五十四年度度」を「昭和五十六年度」に改め、同条第三項第十一号中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。  
附則第三十五条の四中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改める。  
**(地方道路譲与税法の一部改正)**  
第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「五分の四」を「百分の六十四」に改める。  
第二条の二第一項中「五分の一」を「百分の三十六」に改める。

前項の規定により課されることとなる道府県民税及び市町村民税の所得割については、次に定めるところによる。

第二百二十一條の二第一項中「不足税額

あるのは「不足税額に当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされ

第三項の規定は、適用しない。

三 前二号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における道府県民税及び市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条第二項中「租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「昭和五十四年度」を「昭和五十六年度」に改め、同条第三項第百一号中「昭和五十三年十二月三十日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

附則第三十五条の四中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改める。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五分の四」を「百分の六十四」に改める。

第二条の二第一項中「五分の一」を「百分の三十六」に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第三条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「空港関係市町村」の下に「及び空港関係都道府県」を加え、同条第二項中「空港関係市町村」を「前項の「空港関係市町村」に、「指定するものをいう」を「指定するものをいい、に」を加える。

前項の「空港関係都道府県」とは、当該市町村を

包括する都道府県をいう」に改まる。

第二条の見出しを「空港関係市町村に対する航空機燃料譲与税の基準」に改め、同条第一項中「航空機燃料譲与税」を「航空機燃料譲与税の五分の四に相当する額」に、「空港関係市町村」を「前条第一項の空港関係市町村(以下「空港関係市町村」という。)」に、「掲げる基準により」を「定める着陸料の収入額若しくは当該収入額をあん分した額又は世帯数に」に改め、同項第一号中「あん分した額」を「あん分した額。以下次条までにおいて同じ。」に改め、同条第二項中「航空機燃料譲与税」を「同項の額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(空港関係都道府県に対する航空機燃料譲与税の譲与の基準)

第二条の二 航空機燃料譲与税の五分の一に相当する額は、第一条第一項の空港関係都道府県(以下「空港関係都道府県」という。)に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る前条第一項第一号の着陸料の収入額の合計額(又は同項第一号の世帯数(同号の市町村が二以上ある場合には、これらの市町村に係る当該世帯数の合計数)にあん分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、同項の額の三分の一の額を同項の着陸料の収入額又はその合計額で、他の三分の二の額を同項の世帯数又はその合計数であん分するものとする。

3 空港関係都道府県に係る前条第一号の着陸料の収入額又は同項第一号の世帯数を、当該特別の事情を参酌して自治省令で定めるところにより補正することができ

る。この場合においては、当該補正された収入額又は世帯数をもつて、同項第一号の着陸料の収入額又は同項第二号の世帯数とする。

第三条第一項中「それぞれ当該下欄に定める額」を「第一条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の四に相当する額を、前条第一項の規定により譲与すべきものについてはそれぞれ当該下欄に定める額の五分の一に相当する額」に改める。

第四条中「各空港関係市町村」の下に「及び空港関係都道府県」を加え、「前二条」を「前三条」に改める。

第五条中「空港関係市町村の長」の下に「及び空港関係都道府県の知事」を加え、「都道府県知事を経由して、自治大臣に」を「自治大臣に（空港関係市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して自治大臣に）」に改める。

第六条及び第七条中「空港関係市町村」の下に「及び空港関係都道府県」を加える。

第八条中「航空機燃料譲与税」を「第二条第一項の規定により空港関係市町村に譲与すべき航空機燃料譲与税」に、「この法律の規定」を「この法律中空港関係市町村に関する規定」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第四条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の四分の一に改め、同条第二項中「十分の五」を「二分の一」に改め、同条第三項を次のように改める。

三条第八項 に改める。

第四条第一項中「十分の二」を「五分の一」に、「十分の四」を「五分の二」に、「十分の二・五」を「四分の一」に改め、同条第二項中「十分の五」を「二分の一」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 変電所又は送電施設の用に供する償却資産

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号(二)

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四六八

第二十一条の三ただし書を削る。

に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかるわらず、当該償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年毎分の市町村交付金について、同項の

価格の三分の一の額とし、その後五年度分の市町村交付金については、同額の価格の三分

度から昭和五十七年度まで」に改め、同項を附則第十五項とする。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四条第四項の規定は、因

積みの通算に附和五十四年度分をこの個人の市町村民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)

第四条第四項を削り、同條第五項中「同項の二の額とする。

「価格の十分の五の額」を「当該家屋及び償却資産について市町村交付金が交付されることとなつ

「年度から五年度分の市町村交付金について、同項の価格の二分の一の額とし、その後五年度分の市町村交付金については、同項の価格四分の三の額」に改め、同項を同条第四項と、「同条第六項中「十分の五」を「二分の一」に改め、同項を同条第五項とする。  
第十一條第一項中「第四条第六項」を「第四条第五項」に改める。

五 新たに建設された変電所又は送電施設の  
六 列車の両面数の増加を図るために必要な  
延伸工事により敷設した線路設備 雷路設  
める構築物(第一号に掲げるものを除く。)

**附則第十九項中「第四条第六項」を「第四条第五項」に改め、同項を附則第十八項とする。**  
**附則第二十項中「第四条第六項」を「第四条第五項」に改め、同項を附則第十九項とする。**

**附則第十二項**中「第四条六項」を「第四条第五項」に、「附則第十八項若しくは第十九項」を「附則第十七項若しくは第十八項」に、「附則第二十項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第二十項とする。

(施行期日) 附則

**第一条** この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法

滋賀県第四次第四回の規定に 田村三  
年度分までの個人の市町村民税については、な

**第六条** 新法第三百十四條の二の規定は、昭和五十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十三年度分まで個人の市町村民税につき、

方税法第三百四十九条の三第五項」とする。  
3 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定  
は、昭和五十三年一月一日以後に建設され同一

(自動車税に関する経過措置)  
第五条 新法第百四十七条第一項の規定は、昭和五十四年度分の自動車税から適用し、昭和五十五年度分までの自動車税については、なお從前  
の例による。

十六条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる機械その他の設備と、(次項)とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第号)による改正後の地

**第六条** 新法第三百四十四条の二の規定は、昭和五十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 方税法第三百四十九条の三第五項」とする。  
新法第三百四十九条の三第二十四項の規定  
は、昭和五十三年一月一日以降に建設された同  
項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべ  
き固定資産税から適用する。

に滋賀県第四条第四項の規定に依り、昭和三十二年度分までの個人の市町村民税については、各

#### 4 指定資本及び適用

その効力を有する。

は、昭和五十一年一月二日から昭和五十三年一月一日までの間に建設された同項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合においては、同項中「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額」とあるのは、「昭和五十九年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額」とし、昭和五十九年度から昭和六十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格とある。

5 旧法附則第十四条第一号に規定するオイルフェンスのうち昭和五十四年一月一日までに備え付けられたものに対し課する固定資産税の課税標準は、新法第三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和五十四年度分及び昭和五十五年度分の固定資産税に限り、当該オイルフェンスの四分の三の額とする。

6 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十三年一月一日までに新設された同項に規定する重油に係る水素化脱硫装置に對して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧法附則第十五条第七項の規定は、昭和五十三年三月三十一日までに新たに取得された同項に規定する電子計算機に對して課する固定資産については、なおその効力を有する。

第八条 昭和五十四年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税

標準額並びに同項第二項の規定により土地課税

(電気税に関する経過措置)

第十一条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十四年六月一日以後に使用する電気に対する課すべき電気税(特別徴収に係る電気税)にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に

対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第十二条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十四年六月一日以後に使用するガスに対し課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対し課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に對し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量(第二号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免稅証に記載された軽油の数量とする)を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接關係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がないう者にあつては、住所)第四項において同じ)所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二の規定にかかわらず、一千リットルにつき、四千八百円とする。

一 昭和五十四年六月一日前において特約業者に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十四条 昭和五十四年六月一日前に行われた旧法第七百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費若しくは旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡に對して課する軽油引取税又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が

旧法第七百条の三第四項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率について、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十五条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に對し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量(第二号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免稅証に記載された軽油の数量とする)を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接關係を有する事務所又は事業所(事務所又は事業所がないう者にあつては、住所)第四項において同じ)所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二の規定にかかわらず、一千リットルにつき、四千八百円とする。

一 昭和五十四年六月一日前において特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

昭和五十四年三月二十二日 衆議院会議録第十八号(一) 地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四七〇

から軽油の引取りを行い、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所第三号において「貯蔵場等」という)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は多出 当該取扱業者等又は専門業者

軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、昭和五十四年六月一日（同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日）から起算して一月以内に、経由引取税の課税登記

**第十六条** 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十四年度分の都市計画税から適用し、昭和五十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。  
**(国民健康保険税に関する経過措置)**

(罰則の適用については、なお前項の例による。  
**第十九条** 第二条の規定による改正後の地方道路  
譲与税法(以下この条において「新譲与税法」と  
いう。)の規定は、昭和五十四年度分の地方道路  
譲与税法(昭和五十三年度分の地方道路  
譲与税法)によるものとする。

二、昭和五十四年六月一日前ににおいて特約業者が又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取

支の走勢等、一月十四日、鹿児島県の諸種の規則を准量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該各号の譲渡等に直

**第十九条** 新法第七十三条の第四項の規定は、昭和五十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十三年度分までの国民健康保険税に

方道路譲与税について、なお前例によ  
る。

税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合(前号に規定する場合を除く)における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合には、この項の規定によつて納付すべき軽油引取税は新法第七百条の十四の規定によつて納付

（罰則に関する経過措置）  
については、なお従前の例による。

三 昭和五十四年六月一日において、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下この条において「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

5  
すべき軽油引取税と、この項の規定による申告書は、この項の納期限は同条の納期限とみなして、新法第四章第一節第二款及び第四款の規定を適用する。  
道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請に応じて、三月以内の期間を限つて徵収の猶予をする。

四 昭和五十四年六月一日前において免稅輕油の使用者から免稅証の提出を受けた免稅輕油を引き渡した小売業者が同日に当該免稅証を所持している場合における当該所持 当該小

る」とがである。」の場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十二条、第十六条第三項第十六条の第二項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

第一項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定により軽油引取税を課する場合には同条第二号の規定を適用しない。

(都市計画税に関する経過措置) 道府県知事は、第五項の規定によつて徵収の猶予をした場合には、その徵収の猶予をした額に係る延滞金額のうち當該徵収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

第一項 第二二二 第三条	税の地方道路譲与額	税の地方道路譲与額	税の地方道路譲与額
昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税
昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税
昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税の百分 率に相当する額	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税の百分 率に相当する額	昭和五十五年 度分の地方道 路譲与税の百分 率に相当する額	昭和五十四年 度分の地方道 路譲与税の百分 率に相当する額

相当する額を同年四月から八月までの間の収納額に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額の五分の四に相当する額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額とし、新譲

与税法第二条の二第一項の規定により空港関係都道府県に譲与すべき航空機燃料譲与税にあっては、同年四月から八月までの間の収納に係る

航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額の五分の一に相当する額とする。

する法律の一部改正に伴う経過措置)

条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条で

おいて「新交納付金法」という。の規定は、昭和五十五年度分の市町村交付金及び都道府県交付

金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この項において「交付金及び納付金」という。）

から適用し、昭和五十四年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

新交納付金法第四条第四項の規定は、昭和五  
十三年四月一日以後に建設された同法第二条第

一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び賃却資産に係る市町村交付金及

び都道府県交付金から適用する。

市町村交付金及び納付金に関する法律（第五項）  
において「日交納付金法」という。）第四条第五項

の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの間に建設された同法第

二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び賃却資産に係る市町村交

付金及び都道府県交付金については、なおその  
勧力を有する。この場合において、同法第四条

第五項中「同項の価格の十分の五の額」とあるのは、昭和五十九年度までの各年度分の市町村

交付金については、同項の価格の二分の一の額

とし  
昭和六十年度から昭和六十四年度までの

各年度分の市町村交付金については、同項の価格の四分の三の額とする。

新交納付金法附則第十七項の表の第五号及び第六号の規定は、昭和五十三年四月一日以後において建設され、又は敷設されたこれらの規定に掲げる償却資産及び構築物に係る市町村納付金から適用する。

旧交納付金法附則第十八項の表の第五号及び第六号の規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間において設置されたこれらの規定に掲げる自動列車停止装置及び遮音壁に係る市町村納付金については、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部を改正する法律等の一部改正)  
第二十三条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第二十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

附則第十八条中「さらに」を「更に」と、「昭和五十四年度分」を「昭和五十七年度分」に改め  
る。

第二十四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十九号)の一部を次のように  
改正する。

附則第七条第二項中「第一項中」の下に「[第二  
十一項]」とあるのは「附則第十五条第九項」と、「  
[租税特別措置法]」による改正前の企業合理化促進法  
促進法」、「受ける」を「受けた」に改め、「第四项  
中」の下に「企業合理化促進法」とあるのは  
「租税特別措置法」の一部を改正する法律(昭和五  
十一年法律第五号)による改正前の企業合理化  
促進法」と、「第六条の規定の適用を受ける」と  
あるのは「第六条の規定の適用を受けた」と、  
「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正す

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号(二)

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

る法律(昭和四十九年法律第十九号)附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十八号)附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二項及び前三項」と、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十三項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三百四十九条の三第八項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第七条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地

方税法第三百四十九条の三第八項」とする。附則第二十八条第五項中「同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「を同

項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「かかわらず、昭和五十八年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産」と、「五年度分の固定資産税」とあるのは、「五年度分の固定資産税(昭和五十二年度までの各年度分の固定資産税に限る。)」と、「の額」とあるのは、「の額とし、昭和五十九年度から昭和六十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額」とする。

附則第七条第九項中「新法第三百四十九条の三第十二項又は第十三項」を「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十九号)第一条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第十一項又は第十二項」に改め、同

九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」とし、「を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同条第十三項中「第三百四十九条の三第一項」に改める。

第一十五条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける航空機」とあるのは、「専ら国際路線に就航する航空機」とする。

三第十二項又は第十三項」を「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十九号)第一条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第十一項又は第十二項」に改め、同

第二十六条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける航空機」とあるのは、「かかわらず、昭和五十九年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格」と、「五年度間」とあるのは、「五年度分の市町村交付金(昭和五十四年度までの各年度分の市町村交付金に限る。)」と、「の額」とあるのは、「の額とし、昭和六十年度から昭和六十四年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の四分の三の額」とする。

附則第十条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一項中「次項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第三項の規定」とする。

附則第十五条第二項中「昭和五十一年度」を「昭和五十四年度」に、「新法」を「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十九号)第一条の規定による改正後の地方

税法に、「第三百四十九条の三第一項、第十一項」第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第二項又は地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)附則第十条第七項又は第十九条の規定による改正前の地方税法附則第十六条第二項」とし、「次項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)附則第十条第七項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第二項」と、「次項まで及び第五項」と

第五条第一項第五号中「狩獵免許税」を「狩獵登録税」に改める。

(地方交付税法の一部改正)  
**第二十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)**の一部を次のように改正する。  
 第十四条第一項中「及び石油ガス譲与税」を「石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

「石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同表第三項の表道府県の項第九号中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

### 十五 航空機燃料譲与税 着陸料の収入額

第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。

昭和五十四年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第九号中「狩猟者登録証」とあるのは、「狩猟免状」とする。

(自治省設置法の一部改正)

第三十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の五及び第十七条第四号の三中「及び航空機燃料譲与税」を「並びに都道府県及び市町村に譲与すべき航空機燃料譲与税」に改める。

### 一 議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、その負担の適正化、

→

地方税源の充実強化等を図る見地から、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、電気税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行なはば、住民負担の軽減及び合理化を図る見地から、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、ガス税の免税点の引上げ等を行うとともに、地方道路譲与税の市町村に対する譲与割合を引き上げ、新たに空港関係都道府県に対しても航空機燃料譲与税を譲与することとし、及び国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等を行う等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

### 二 地方税法に関する事項

1 道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。

ア 基礎控除額(二十一万円)(現行二十万円)に引き上げる。

イ 配偶者控除額を二十二万円(現行二十一万円)に引き上げる。

ウ 扶養控除額を二十万円(現行十九万円)に引き上げる。

エ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ十九万円(現行十八万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除額を二十一万円

（地方交付税法の一部改正）  
 第二十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改める。同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加え  
 「石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税」に改め、同表第三項の表道府県の項第九号中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

（地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書）  
 町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

与税を譲与することとし、及び国有資産等所在市

（現行二十万円）に引き上げる。  
 オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族に係る控除の額を二十一万円(現行二十万円)に引き上げる。

（特定不況地域中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。）

（山林を現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十六年度まで（現行昭和五十四年度まで）延長する。）

（税百分の一・六、市町村民税百分の三・四の税率が適用される特別控除後の譲渡益を四千万円(現行二千万円)に引き上げる。）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における特定市街化区域農地等の譲渡による譲渡益の二分の一（現行四分の三）を超える部分に係る上積み税額により、課税する）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における長期譲渡所得について、道府県民

（会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に係る税額から当該会林野整備計

（石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税）に改め、同表第三項の表道府県の項第九号中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

（地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書）  
 町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

与税を譲与することとし、及び国有資産等所在市

（現行二十万円）に引き上げる。  
 オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族に係る控除の額を二十一万円(現行二十万円)に引き上げる。

（特定不況地域中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。）

（山林を現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十六年度まで（現行昭和五十四年度まで）延長する。）

（税百分の一・六、市町村民税百分の三・四の税率が適用される特別控除後の譲渡益を四千万円(現行二千万円)に引き上げる。）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における特定市街化区域農地等の譲渡による譲渡益の二分の一（現行四分の三）を超える部分に係る上積み税額により、課税する）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における長期譲渡所得について、道府県民

（会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に係る税額から当該会林野整備計

（石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税）に改め、同表第三項の表道府県の項第九号中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に、「狩猟免状」を「狩猟者登録証」に改め、同表同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次のように加える。

（地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書）  
 町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

与税を譲与することとし、及び国有資産等所在市

（現行二十万円）に引き上げる。  
 オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族に係る控除の額を二十一万円(現行二十万円)に引き上げる。

（特定不況地域中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者について、昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた純損失のうち還付を受けた所得税額の計算の基礎となつた純損失についての繰越控除期間を三年から五年に延長する。）

（山林を現物出資した場合の山林所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和五十六年度まで（現行昭和五十四年度まで）延長する。）

（税百分の一・六、市町村民税百分の三・四の税率が適用される特別控除後の譲渡益を四千万円(現行二千万円)に引き上げる。）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における特定市街化区域農地等の譲渡による譲渡益の二分の一（現行四分の三）を超える部分に係る上積み税額により、課税する）

（昭和五十四年から昭和五十六年までの間における長期譲渡所得について、道府県民

（会林野整備計画又は旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に係る税額から当該会林野整備計

備等の対象となつた土地の価格に当該土地を取得した者の入会権又は旧慣使用権の使用又は収益の状況に対応する一定の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額を減額する(現行当該土地の価格から当該入会林野整備等の対象となつた土地の価格に当該土地を取得した者の入会権又は旧慣使用権の使用又は収益の状況に対応する一定の割合を乗じて得た額を控除する)ものとする。

(4) 国庫補助又は公的資金の融資等を受け取ける不動産の課税標準の算定については、価格に当該不動産の取得価額に対する補助額又は融資額等の割合を乗じて得た額を価格から控除する(現行補助額又は融資額等を価格から控除する)ものとする。

(5) 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人が設置する寄宿舎で専修学校に係るもの用に供する不動産の取得を非課税とする。

(6) 次に掲げる不動産の取得に係る不動産

取得税の課税標準の算定については、価格に三分の一を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

ア 空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する一定の土地で昭和五十九年三月三十一日までに取得されたもの

イ 特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業者から買い入れる一定の不動産で昭和五十五年三月三十一日までに取得されたもの

(7) 次のとおり課税標準の特例措置等の適

#### 用期限の延長を行う。

ア 国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農用地開発公団が新設し、又は改良した一定の農業用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十六年三月三十一日まで延長する。

イ 特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家用住宅に係る軽減措置の適用期限を昭和五十七年三月三十日まで延長する。

ウ 住宅街区整備事業の施行に伴い特定市街化区域農地の所有者等が取得する一定の賃貸用施設住宅に係る軽減措置の適用期限を昭和五十七年三月三十一日まで延長する。

エ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて取得する事業の用に供する一定の施設に係る軽減措置の適用期限を昭和五十六年三月三十一日まで延長する。

オ 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額に乘ずべき製造たばこの本数については、昭和五十四年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数とする。

カ 自動車税及び軽自動車税

(1) 自動車税及び軽自動車税の標準税率を次のとおり改める。

ア 自動車税

イ 乗用車で普通自動車に属するもの

		改 正 案		現 行	
		自 动 车 の 区 分	税 率(年額)	自 动 车 の 区 分	税 率(年額)
營業用		自 动 车 の 区 分	税 率(年額)	自 动 车 の 区 分	税 率(年額)
総排気量が三リットル以下の中のもの		二万四千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートル以下のもの	二万六千円
総排気量が三リットル以上の中のもの		二万六千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの	五万二千円
総排気量が六リットル以下の中のもの		五万二千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの	七万円
総排気量が六リットル以上のもの		七万円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートル以下のもの	七万円
総排気量が三リットル以下のもの		七万七千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの	十二万九千円
総排気量が三リットル以上のもの		十二万九千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの	十二万九千円
総排気量が六リットル以下の中のもの		七万七千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートル以下のもの	七万円
総排気量が六リットル以上のもの		十二万九千円	自 家 用	軸距が三・〇四八メートルを超えるもの	十二万九千円

#### (イ) (ア)以外の自動車

自用車の区分と税率(年額)を表す

		自 動 车 の 区 分		税 率(年額)	
		乘 用 者	四輪以上の小型自動車	改 正 案	現 行
自家用		総排気量が一リットル以下のもの	二万五千五百円	二万三千五百円	二万三千五百円
自家用		総排気量が一リットル以上のもの	三万円	二万七千五百円	二万七千五百円
自家用		総排気量が一・五リットル以下のもの	三万四千五百円	三万五千五百円	三万五千五百円
自家用		総排気量が一・五リットル以上のもの	二万二千円	二万円	二万円
自家用		一般乗用のもの以外のもの	三万六千円	三万四千五百円	三万四千五百円
自家用		一般乗用のもの以外のもの	四万一千五百円	三万九千円	三万九千円
自家用		一般乗用のもの以外のもの	五千五百円	五千円	五千円

#### イ 軽自動車税

自用車の区分と税率(年額)を表す

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号〔〕

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

軽自動車等の区分		税率(年額)	改正案	現行
原動機付自転車	総排気量が○・○五リットル以下のもの	七百円	六百五十円	
軽自動車	総排気量が○・○五リットルを超えるもの又は定格出力が○・六キロワット以下のもの	千百円	千円	
軽自動車及び小型特殊自動車	総排気量が○・○九リットル以下のもの又は定格出力が○・六キロワットを超えるもの	一千四百五十円	一千三百円	
二輪のもの	二輪のもの(側車付のものを含む。)	二千二百円	二千円	
三輪のもの	三輪のもの	二千八百五十円	二千六百円	
四輪以上のもの	四輪以上のもの	六千五百円	五千九百円	
乗用のもの(自家用)	乗用のもの(自家用)	三千六百五十円	三千三百円	
貨物用のもの(家用)	貨物用のもの(家用)	三千六百五十円	三千三百円	
一輪の小型自動車	三千六百五十円	三千三百円		

(2) 電気自動車に対して課する自動車税及び軽自動車税の標準税率の軽減措置の適用期間を昭和五十五年度まで(現行昭和五十三年度まで)延長する。

(3) 狩猟免許税

(1) 名称を「狩猟者登録税」に改める。  
 (2) 狩猟者登録税は、道府県知事の狩猟者登録を受ける者に対し、当該道府県において課するものとする。  
 (3) 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合における税率を二分の一に軽減するものとする。

### 7 固定資産税及び都市計画税

一般農地	一・一五倍以下のもの 一・一五倍を超えるもの 一・三倍を超えるもの	一一〇五 一一一 一一二
一・一五倍を超えるもの		
一・三倍を超えるもの		
負担調整率		
区 分	上 界 率	
宅 地 等	一・三倍以下のもの 一・三倍を超えるもの 一・七倍を超えるもの	一・一 一・二 一・三

(2) 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税について、次のとおり措置するものとする。

ア 現に耕作の用に供され、かつ、引き続き三年以上農地として保全することが適当であると認められる市街化区域農地に係る減額措置の適用期限を昭和五十六年度まで延長する。

(3) 課税の適正化措置の適用対象外となる市街化区域農地に對して課する固定資産税及び都市計画税については、引き続き検討を加え、昭和五十七年度から必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(4) 次に掲げる固定資産に係る課税標準の特例措置を廃止する。

ア 放鳥獵區のみに係る狩猟者の登録イ アの登録を受けている者が受けける放鳥獵區及び放鳥獵區以外の場所に係る狩猟者の登録

(5) 学校法人又は私立学校第六十四条第4項の法人が設置する寄宿舎で専修学校に係るもの用に供する固定資産については、非課税とする。

(6) 次のとおり課税標準の特例措置を講ずる。

ア 昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に取得された未利用エネルギーの有効利用の促進又はエネルギー資源の消費の節減に著しく資する一定の機械その他の設備に係る課税標準を、取得後三年度間に限り、その価格の三分の二の額とする。

イ 地方鉄道業者又は軌道經營者が、編成車両数の増加を図るために必要な乗降場の延伸工事により昭和五十三年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間に敷設した一定の構築物に係る課税標準を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

ウ 救急告示病院又は救急告示診療所の開設者が、昭和五十四年四月一日から昭和五六年三月三十一日までの間に取得した一定の救急医療用機器に係る課税標準を、取得後三年度間に限り、その価格の五分の四の額とする。

(7) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。

ア 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置

(1) 土地に係る昭和五十四年度から昭和五十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、昭和五十四年度評価額の昭和五十三年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める額を除外し、適用期限を昭和五十六年度まで延長する。

イ 都市計画において定められた路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十六年一月一日までとする。

ウ 水資源開発公團が所有する水道及び償却資産に係る課税標準(現行その価格の二分の一の額)を、取得後五年間はその価格の二分の一の額とし、

工業用水道用ダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準(現行その価格の二分の一の額)を、取得後五年間はその価格の二分の一の額とし、

ア 日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置

(2) 放鳥獣獵区のみに係る狩猟者の登録をする。

の期限を延長し、昭和五十五年一月一日までに取得されたものについて適用する。

イ 営業用倉庫に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十五年一月一日までに新設されたものについて適用する。

ウ 工業用水道等への転換設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十六年度まで延長する。

エ 公害防止設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十六年度まで延長する。

オ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受けて取得した一定の家屋及び賃却資産に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和五十五年一月一日までに取得されたものについて適用する。

カ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の期限を延長し、昭和五十六年一月一日までに新築されたものについて適用する。

## 8 電気税及びガス税

(1) ガス税の免税点を七千円(現行六千円)に引き上げる。

(2) ジルコニウム地金(スポンジジルコニウム)を含む。電刷子及び過塩素酸アンモニに係る電気税の非課税措置を廃止する。

9 特別土地保有税

(1) 次に掲げる土地又はその取得については、非課税とする。

ア 国、地方公共団体、森林開発公園、森林組合及び生産森林組合並びに一定の民法第三十四条の法人が、分取造林契約等に基づいて行う造林の用に供す

## 官報(号外)

### 10 自動車取得税

(1) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受け一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が取得する一定の一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

(2) 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期限を昭和五十六年三月三十一日まで延長する。

### 11 軽油引取税

昭和五十四年六月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に行われる軽油の引取り等に係る軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、二万四千三百円(現行一万九千五百円)に引き上げる。

(1) 入獵税は、道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとする。

### 12 入獵税

家屋及び賃却資産に係る交付金算定標準額

3 水道又は工業用水道用ダムの用に供する

(現行その価格の二分の一の額)を、最初の五年度間はその価格の二分の一の額とし、その後の五年度間はその価格の四分の三の額とする。

4 日本国鉄の市町村納付金に係る納付金算定標準額の特例措置の対象範囲等を次のとおり改め、その適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

(1) 自動列車停止装置及び車両の運行に伴い発生する騒音を防止するための遮音壁を対象範囲から除外する。

(2) 变電所又は送電施設の用に供する償却資産を対象範囲に加え、その納付金算定標準額を、取得後五年度間に限り、その価格の三分の二の額とする。

(3) 編成車両数の増加を図るために必要な乗降場の延伸工事により敷設した一定の構築物を対象範囲に加え、その納付金算定標準額を、取得後五年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。

5 日本国鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

6 日本国鉄道の公害防止設備に係る市町村納付金の特例措置の適用期限を昭和五十五年三月三十一日まで延長する。

7 その他の改正は昭和五十五年四月一日から施行する。

8 本記「」の6及び12の改正は昭和五十四年四月十六日から、「」の8及び11の改正は昭和五十四年六月一日から、「」の1の5及び6の改正は昭和五十五年四月一日から、その他の改正は昭和五十四年四月一日から施行する。

なお、以上の改正により、昭和五十四年度においては、地方税関係で千二百三十一億円(平年度千八百十五億円)の増収が見込まれる。そのほか、譲与税関係で四百五十一億円(平年度五百八十六億円)の増収が見込まれる。

本案は、第一に、地方税について、地方税負

担の適正化及び地方税源の充実強化等を図る見地から、自動車税、軽自動車税及び軽油引取税の税率の引上げ、固定資産税における評価替えに伴う税負担の調整、電気税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行うほか、住民負担の軽減及び合理化を図る見地から、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、ガス税の免税点の引上げ等を行い、第二に、地方道路譲与税について、市町村に対する譲与割合を引き上げ、第三に、航空機燃料譲与税について、新たに空港関係都道府県に対しても譲与することとし、第四に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金について、交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等を行おうとするものであるが、現段階においては不適当なものと認め、否決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党提案により、佐藤敬治君から、昭和五十四年度から市街化区域農地に係る固定資産税等のいわゆる宅地並み課税制度を廃止しようとする修正案が、又、公明党・国民会議及び民社党の共同提案により、小川新一郎君外一名から、個人住民税の基礎控除等三控除の額をそれぞれ二十二万円に引き上げようとする等の修正案が、又、日本共産党・革新共同提案により、三谷秀治君から、個人住民税の基礎控除等三控除の額を所得税のそれらの額に一致させようとする等の修正案が、又、新自由クラブ提案により、加地和君から、昭和五十五年度から市街化区域農地に係る固定資産税等のいわゆる宅地並み課税制度を廃止しようとする等の修正案が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

昭和五十四年三月二十二日

第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行（第百四十三条—第百六十七条）

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行（第百六十八条—第百七十三条）

第五条 執行裁判所は、執行処分をするに際し、必要があると認めるときは、利害関係を有する者その他参考人を審尋することができる。

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

第七条 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行うものは、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、執行官に対し、援助を求めることができる。

第八条 執行官は、申立てにより、裁判所又は執行官が行う。

第九条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者は（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用者その他の従業者で相当のわきまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときは、同様とする。

民事執行法案（第八十四回国会内閣提出衆議院送付）

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和五十四年三月二日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 濱尾 弘吉殿

（小字及び（は修正）

（趣旨）

### 第一章 総則（第一条 第二十二条）

#### 第二章 強制執行

##### 第一節 総則（第二十二条—第四十二条）

##### 第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

##### 第一目 通則（第四十三条—第四十四条）

##### 第二目 強制競売（第四十五条—第九十一条）

##### 第三目 強制管理（第九十三条—第一百十条）

##### （執行機関）

##### （執行裁判所）

##### （立会人）

##### （執行官）

## (休日又は夜間の執行)

第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

## (身分証明書等の携帯)

第九条 執行官等は、職務を執行する場合には、その身分又は資格を証する文書を携帯し、利害関係を有する者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十条 民事執行の手続に関する裁判に対してもは、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができる。

2 執行抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。

3 抗告状に執行抗告の理由の記載がないときは、抗告人は、抗告状を提出した日から一週間に以内に、執行抗告の理由書を原裁判所に提出しなければならない。

4 執行抗告の理由は、最高裁判所規則で定めるところにより記載しなければならない。

5 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき、執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反していると補正することができないことが明らかであるとき、又は執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるとならない。

6 抗告裁判所は、執行抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで原裁判の執行の停止若しくは民事執行の全部若しくは一部の停止を命じ、又は担保を立てさせてこれらの続行を命ず

ることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

7 抗告裁判所は、抗告状又は執行抗告の理由書に記載された理由に限り、調査する。ただし、原裁判に影響を及ぼすべき法令の違反又は事実の誤認の有無については、職権で調査することができる。

8 第五項の規定による決定に対してもは、執行抗告をすることができる。

9 第六項の規定による決定に対してもは、不服を申し立てることができない。

10 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十九条の規定は、執行抗告をすることができる裁判が確定した場合について準用する。

## (執行異議)

第十一條 執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。執行官の執行処分及びその遅延に対しても、同様とする。

2 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

3 前条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による申立てがあつた場合について準用する。

(取消決定等に対する執行抗告)

第十二条 民事執行の手続を取り消す旨の決定に對しては、執行抗告をすることができる。民事執行の手続を取り消す執行官の処分に対する執行異議の申立てを却下する裁定又は執行官に民事執行の手続の取消しを命ずる決定に対しても同様とする。

2 前項の規定により執行抗告をすることができる裁判は、確定しなければその効力を生じない。

(代理人)

第十三条 民事訴訟法第七十九条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者

は、執行裁判所でする手続については、訴え又は執行抗告に係る手続を除き、執行裁判所の許可を受けて代理人となることができる。

2 執行裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(費用の予納等)

第十四条 執行裁判所に対し民事執行の申立てをするときは、申立人は、民事執行の手続に必要な費用として執行裁判所の定める金額を予納しなければならない。予納した費用が不足する場合において、執行裁判所が不足する費用の予納を命じたときは、同様とする。

2 申立人が費用を予納しないときは、執行裁判所は、民事執行の申立てを却下し、又は民事執行の手続を取り消すことができる。

3 前項の規定により申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(担保の提供)

第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならぬ。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に對して課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に對し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(専属管轄)

第十六条 民事執行の手続について、執行裁判所に對し申立て、申出若しくは届出をして、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、その住所、居所、営業所又は事務所を変更したときは、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

(送達の特例)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、執行裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所は、官庁又は公署に對し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産に對して課される租税その他の公課について、所管の官庁又は公署に對し、必要な証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(最高裁判所規則)

2

前項の規定による届出をしない者に対する文

書の送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所にあてて書留郵便に付して発送すれば足りる。

3 民事訴訟法第百七十三条の規定は第一項に規定する者について、同法第百七十三条の規定は前項の規定による送達及びこの項において準用する同法第百七十条第二項の規定による送達について準用する。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十九条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(民事訴訟法の準用)

第二十条 特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、民事訴訟法の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規

則で定める。

## 第二章 強制執行

### 第一節 総則

#### (債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

#### 一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）

四 仮執行の宣言を付した支払命令

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決又は仲裁判断

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者のためにすることができる。

一 債務名義に表示された当事者が他人のためにすることができる。

二 債務名義に表示された当事者が他人のための債務名義となつた場合のその他人

三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人）

二 執行証書による強制執行は、執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人に對し、若しくはこれらの者のためにすることができる。

3 第一項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

#### （外国裁判所の判決の執行判決）

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

二 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならない。

三 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定したことが証明されないと、又は民事訴訟法第二百条各号に掲げる条件を具備しないときは、却下しなければならない。

4 執行判決においては、外国裁判所の判決による強制執行を許す旨を宣言しなければならない。

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者のための強制執行は、その正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。

2 執行文の付与は、債務者が対しその債務名義により強制執行をできる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。

（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）

第二十七条 請求が債務者の証明すべき事実の到来に係る場合には、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 担保を立てる強制執行は、債務名義による強制執行は、債務名義による強制執行は、債務者が担保を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせることを命ぜることができる。急迫の事情があるときは、裁判長も、これらの処分を取れる。

4 前項に規定する裁判に対する抗辯は、不履行を申立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたとき限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提示した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

（期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行）

第三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。

2 担保を立てる強制執行は、債務名義による強制執行は、債務者が担保を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせることを命ぜることができる。

4 前項に規定する裁判に対する抗辯は、不履行を申立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

第三十一条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債務者は、執行文の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ當該各号に定める裁判所が管轄する。

2 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文は、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることができない。

#### （執行文の再度付与等）

第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るために限り、付与することができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三十二条 執行文の付与の申立てに關する處分に對しては、裁判所書記官の處分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができることに限り、開始することができる。

（執行文の付与等に関する異議の申立て）

第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債務者は、執行文の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十四条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十五条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十六条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十七条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十八条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第三十九条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第四十条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

第四十一条 債務者の給付が反対給付と引換える方法により行う。

2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の付与を請求するために、執行文付与の訴えを提起することができる。

（執行文付与の訴え）

一 第二十二条第一号 第一審裁判所  
から第三号まで又は第六号に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 第二十二条第四号 仮執行の宣言を付したに掲げる債務名義及支払命令を発した簡易裁判所第七号に掲げた和解及び調停を除く。)に係るもの

三 第二十二条第五号 債務者の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所(この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所)

(執行文付与に対する異議の訴え)  
第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付された場合において、債権者の証明すべき事實の到来したこと又は債務名義に表示された当事者以外の者に対し、若しくはその者のために強制執行をすることができることについて異議のある債務者は、その執行文の付された債務名義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため

に、執行文付与に対する異議の訴えを提起することができる。

2 異議の事由が数個あるときは、債務者は、同時に、これを主張しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(請求異議の訴え)

第三十五条 債務名義(第二十二条第二号又は第四号に掲げる債務名義で確定前のもの)を除く。以下この項において同じ。)に係る請求権の存続又は内容について異議のある債務者は、その債務名義による強制執行の不許を求めるため

に、請求異議の訴えを提起することができる。

裁判以外の債務名義の成立について異議のある債務者も、同様とする。

2 確定判決についての異議の事由は口頭弁論の終結後に生じたものに限り、仮執行の宣言を付した支払命令についての異議の事由はその送達後に生じたものに限り、

債務者も、同様とする。

3 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

(執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判)

第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について説明があつたときは、受訴裁判所は、申立てにより、終局判断において次条第一項の裁判をするまでの間、

担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てさせて強制執行の続行を命じ、若しくは担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命じる。

4 前項の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないでできる。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができない。

2 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができます。

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があったときは、停止しなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

(債務者が死亡した場合の強制執行の続行)

第四十条 第一条第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

3 第一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

(強制執行の停止)

3 第一項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は、申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定めて、同項に規定する処分を命ずることができる。この裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えの提起においても、することができる。

2 債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

3 第二十二条第二号から第四号までに掲げる債務名義に係る和解、認諾又は調停の効力がないことを宣言する確定判決の正本

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

(終局判決における執行停止の裁判等)

第三十七条 受訴裁判所は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する処分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができない。

2 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

3 第三十六条第一項及び前条第二項の規定は、第一項の訴えについて準用する。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

(第三者異議の訴え)

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他の目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができます。

2 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

2 前項第八号に掲げる文書の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

3 第一条第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。

4 前項の規定は、執行裁判所が管轄する

2 前項に規定する第三者は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

2 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

3 第一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。

4 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。

		2 前項の場合において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のために、特別代理人を選任することができる。	
		3 民事訴訟法第五十六条规定から第四項までの規定は、前項の特別代理人について準用する。	
		(執行費用の負担)	
第四十一条 強制執行の費用で必要なもの(以下「執行費用」という。)は、債務者の負担とする。		2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができる。	
3 強制執行の基本となる債務名義(執行証書を除く。)を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾若しくは調停の効力がないことを宣言する判決が確定したときは、債務者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。		4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所が定める。	
5 前項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。		6 第四項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。	
7 民事訴訟法第一百条第二項、第一百一条第一項及び第一百五条の規定は、第四項の申立てについて準用する。		第二節 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行	
第一款 不動産に対する強制執行		3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、債務者は、執行抗告をすることができる。	
第一目 通則		4 不動産執行の方法	
		(不動産執行の方法)	
第四十三条 不動産(登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」という。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。		2 地の定着物を除く。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「不動産執行」という。)は、強制競売又は強制管理の方法により行う。	
2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。		3 差押えは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	
(執行裁判所)		(二重開始決定)	
第四十四条 不動産執行については、その所在地(前条第二項の規定により不動産とみなされるものにあつては、その登記をすべき地)を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。		2 差押えは、登記がされた時に生ずる。	
2 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがつて存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所有地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。		3 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて不動産の登記をしたときは、その登記簿の謄本を執行裁判所に送付しなければならない。	
3 前項の場合は、事件を他の管轄裁判所に移送することができる。		4 (開始決定等)	
4 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。		第二目 強制競売	
(開始決定等)		4 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。	
第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。		2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。	
2 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。		(開始決定等)	
3 強制競売の申立てを却下する裁判に対しても、債務者は、執行抗告をすることができる。		第三節 (差押えの効力)	
第一款 不動産に対する強制執行		第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。	
第一目 通則		2 差押えは、債務者が通常の用法に従つて不動産を使用し、又は収益することを妨げない。	
4 不動産執行の方法		(差押えの登記の嘱託等)	
第四十七条 強制競売又は担保権の実行として競売(以下この節において「競売」という。)の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。		第四十八条 強制競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、直ちに、その開始決定に係る差押えの登記を嘱託しなければならない。	
2 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならない。		2 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて差押えの登記をしたときは、その登記簿の謄本を執行裁判所に送付しなければならない。	
3 前項の場合において、後の強制競売の開始決定が配当要求の終期後(以下「延期後」といふ)の申立てに係るときは、執行裁判所は、新たに配当要求の終期を定めなければならない。この場合において、既に第五十条第一項(第一百八十八条において準用する場合を含む。)の届出をした者に対しては、第四十九条第二項の規定による催告は、要しない。		3 登記官は、開始決定がされた旨及び配当要求の終期を公告し、かつ、次に掲げるものに対し、債権(利息その他の附帯の債権を含む。)の存否並びにその原因及び額を配当要求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨を催告しなければならない。	
4 先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が停止されたときは、執行裁判所は、申立てにより、後の強制競売の開始決定(配当要求の終期までにされた申立てに係るものに限る。)に基づいて手続を続行する旨の裁判をすることができる。ただし、先の開始決定に係る強制競売又は競売の手続が取り消されたとすれば、第六十二条第一号に掲げる事項について変更が生ずるときは、この限りでない。		4 前項の規定により配当要求の終期が延期されたときは、裁判所書記官は、延期後の終期を公告しなければならない。	
5 前項の申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。		(催告を受けた者の債権の届出義務)	
第一款 不動産に対する強制執行		第五十条 前条第二項の規定による催告を受けたときは、裁判所書記官は、延期後の終期を公告しなければならない。	
第一目 通則		2 前項の届出をした者は、その届出に係る債権の元本の額に変更があつたときは、その旨の届出をしなければならない。	

出をしなければならない。

3 前二項の規定により届出をすべき者は、故意又は過失により、その届出をしなかつたとき、又は不実の届出をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(配当要求)

第五十一条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本(以下「執行力のある債務名義の正本」という。)を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第二百八十一条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(配当要求の終期の変更)

第五十二条 配当要求の終期から、三月以内にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたときは、配当要求の終期は、その終期から三月を経過した日に変更されたものみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順買受けの申出について売却許可決定がされたとき(その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。)は、この限りでない。

(不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し)

第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(差押えの登記の抹消の嘱託)

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効

力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る差押債権者の負担とする。

(売却のための保全処分)

第五十五条 債務者又は不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそのおそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次条において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をする者に對し、これらの行為を禁止し、又は一定の行為を命ずることができる。

(債務者不動産を占有する債務者又は不動産の占有者)

2 その占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対する抗することができないものが前項の規定による命令に違反した場合において、特に必要があるときは、執行裁判所は、同項の命令を申し立てた者の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、その命令に違反した者に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

(現況調査)

第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。

2 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

(評価)

3 情事の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前二項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 第二項の規定による決定は、申立人に告知されなければならぬ。

2 評価人は、第六条第二項の規定により執行官に対し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

3 前条第二項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。

第五十九条 不動産の上に存する先取特権、使用

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。

8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

(地代等の代払の許可)

第五十六条 建物に対し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は賃借権について債務者が地代又は借賃を支払わないとときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者がその不払の地代又は借賃を債務者に代わって弁済することを許可することができる。

2 前条第八項の規定は、前項の申立てに要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借賃について準用する。

(現況調査)

第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。

2 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

(評価)

5 利害関係を有する者が最低売却価額が定められる時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産上の権利の変動は、その合意に従う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用权及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

5 不動産の上に存する留置権並びに使用权及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ずる。

6 第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。

2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。

(一括売却)

第六十一条 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産(差押債権者又は債務者を異にするものを含む。)と一括して同一の買受人に買受けさせることが相当であると認めるときは、これらの不動産を一括して売却することを定めることができる。ただし、一個の申立てにより強制競売の開始決定がされた数個の不動産のうち、あるものの最低売却価額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある場合には、債務者の同意があるとき

及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵当権は、売却により消滅する。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に対する抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

## (物件明細書)

第六十二条 執行裁判所は、次に掲げる事項を記載した物件明細書を作成し、一般の閲覧に供するため、その写しを執行裁判所に備え置かなければならない。

## 一 不動産の表示

二 不動産に係る権利の取得及び仮処分の執行で売却によりその効力を失わないもの

三 売却により設定されたものとみなされる地上権の概要

(剩余を生ずる見込みのない場合の措置)

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの(以下「手続費用」という)及び差押債権者(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条规定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。)の債権に優先する債権(以下この条において「優先債権」という。)を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額(以下この条において「申出額」という。)を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(売却の方法及び公告)

第六十四条 不動産の売却は、執行裁判所の定める売却の方法により行う。

2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。

3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法により売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公告しなければならない。

(売却の場所の秩序維持)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせない

ことができる。

一 差押債権者が不動産の買受人になることとができる場合

自ら申出額で不動産を

買い受けける旨の申出及

び申出額に相当する保証の提供

## 二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合

出額に達しないときは、申出額と買受けの申出額との差額に相当する保証の提供

坦する旨の申出及び申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

二 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合

出額に達しないときは、申出額と買受けの申出額との差額に相当する保証の提供

三 民事執行の手続における売却に関する刑法により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、最低売却価額を超える価額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

(売却の方法及び公告)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

二 差押債権者が不動産を買ひ受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買ひ受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

5 第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超えてかつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに執行官に対し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

6 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

ハ 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

五 第六十九条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十一条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受け

いて前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しないことと認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

二 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

三 民事執行の手続における売却に関する刑法により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、最低売却価額を超える価額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

二 差押債権者が不動産を買ひ受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買ひ受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

5 第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超えてかつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに執行官に対し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

6 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

ハ 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

五 第六十九条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十一条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受け

(売却不許可事由)

第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。

二 差押債権者が不動産を買ひ受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。

三 最高価買受申出人が不動産を買ひ受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をした者であること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

5 第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超えてかつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに執行官に対し、最高価買受申出人に係る売却許可決定が第八十条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をすることができる。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十八条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

6 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

ハ 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者

ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある者

五 第六十九条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

第七十一条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。

この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受け

の申出を取り消すことができる。

2 売却決定期日の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

4 売却となる場合の措置

第七十三条 数個の不動産を売却した場合において、あるものの買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

2 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる見込みがある不動産が数個あるときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき不動産について、あらかじめ、債務者の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の規定により売却許可決定が留保された不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

4 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)

第七十四条 売却の許可又は不許可の決定に対しては、その決定により自己の権利が害されるこ

とを主張するときに限り、執行抗告をすることができる。

2 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一号各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手続に重大な誤りがあることを理由としたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

3 民事訴訟法第四百二十一条第一項各号に掲げる事由は、前二項の規定にかかわらず、売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告の理由とすることができる。

4 抗告裁判所は、必要があると認めるときは、抗告人の相手方を定めることができる。

5 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)

第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷した場合には、執行裁判所に対し、売却許可決定を立てては、売却の不許可の申出をし、売却許可決定の取消しの申立てをすることができる。

ただし、不動産の損傷が軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

3 前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

(買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)

第七十六条 買受けの申出があつた後に強制競売の申立てを取り下げるには、最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならない。

(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立は、代金に充てる。)

てをした差押債権者を除く。)がある場合において、取下げにより第六十二条第二号に掲げる事項について変更が生じないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分)

第七十七条 (債務者) 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者<sup>仮差押債権者</sup>若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、不動産の価格を減少させ、若しくは引渡しを困難にする行為をして、又はこれら

の行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、代金又はその額

(買受けの申出の際に提供した保証が金銭であるときは、その額を控除した残額)に相当する金額を納付させ、かつ担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に對し、これら

の行為を禁止し、一定の行為を命じ、又は不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

2 第五十五条第三項及び第五項から第七項までの規定は前項の規定による決定について、同条の規定は前項の申立て又はこの項において準用する第五十五条第三項の申立てについて、同条の規定について準用する。

(代金の納付)

第七十八条 売却許可決定が確定したときは、買受人は、執行裁判所の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

(法定地上権)

第八十一条 土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至つたときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(代金納付による登記の嘱託)

第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁

判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。
一 買受人の取得した権利の移転の登記
二 売却により消滅した権利又は売却により効力を失つた権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消
三 差押え又は仮差押えの登記の抹消
2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書に売却許可決定の正本を添付しなければならない。
3 第一項の規定による嘱託を要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。
(引渡命令)
第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、(○債務者又は事件の記録上差押えの効力発生後占有した者でない)と認められる動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、事件の記録上○買受人に対する抗辯とができる。ただし、事件の記録上○買受人に對抗しては、この限りでない。
2 買受人は、代金を納付した日から六月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。
3 執行裁判所は、債務者以外の占有者に対し第一項の規定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に对抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審尋しているときは、この限りでない。
4 第一項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。
5 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。
第六十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。
2 債權者が一人である場合又は債權者が二人以上であつて売却代金で各債權者の債權及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債權者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債權者があるときは、執行裁判所は、その債權者のために配当等を実施しなければならない。
4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。
(配当表の作成)
第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、配当表を作成する。
2 配当期日には、第八十七条第一項各号に掲げる債權者及び債務者を呼び出さなければならぬ。
3 執行裁判所は、配当期日において、配当表の作成に関し、出頭した債權者及び債務者を審尋し、並びに即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。
4 配当表には、売却代金の額のほか、各債權者に記載されるべき債權の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。
5 前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債權者間に合意が成立した場合に於て、債權の元本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。
第六十六条 売却代金は、次に掲げるものとする。
一 不動産の代金
二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの
三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証
2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。
3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
4 第七十九条の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
5 第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債權者は、次に掲げる者とする。
一 差押債權者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特權の実行としての競売の申立てをした差押債權者に限る。)
二 配当要求の終期までに配当要求をした債權者
三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいう。次号において同じ。)の登記前に登記された仮差押えの債權者
四 差押えの登記前に登記された先取特權(第一号又は第二号に掲げる債權者が有する一般の先取特權を除く。)質権又は抵當権で売却により消滅するものを有する債權者(その抵當権に係る抵當証券の所持人を含む。)
五 前項第四号に掲げる債權者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債權者は、仮差押債權者が本件の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。
第六十七条 売却代金は、次に掲げるものとする。
一 不動産の代金
二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの
三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証
2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。
3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
4 第七十九条の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
5 第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債權者は、次に掲げる者とする。
一 差押債權者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特權の実行としての競売の申立てをした差押債權者に限る。)
二 配当要求の終期までに配当要求をした債權者
三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいう。次号において同じ。)の登記前に登記された仮差押えの債權者
四 差押えの登記前に登記された先取特權(第一号又は第二号に掲げる債權者が有する一般の先取特權を除く。)質権又は抵當権で売却により消滅するものを有する債權者(その抵當権に係る抵當証券の所持人を含む。)
五 前項第四号に掲げる債權者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債權者は、仮差押債權者が本件の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。
第六十八条 売却代金は、次に掲げるものとする。
一 不動産の代金
二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの
三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証
2 第六十一条の規定により不動産が一括して売却された場合において、各不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。
3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
4 第七十九条の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
5 第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債權者は、次に掲げる者とする。
一 差押債權者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特權の実行としての競売の申立てをした差押債權者に限る。)
二 配当要求の終期までに配当要求をした債權者
三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいう。次号において同じ。)の登記前に登記された仮差押えの債權者
四 差押えの登記前に登記された先取特權(第一号又は第二号に掲げる債權者が有する一般の先取特權を除く。)質権又は抵當権で売却により消滅するものを有する債權者(その抵當権に係る抵當証券の所持人を含む。)
五 前項第四号に掲げる債權者の権利が仮差押えの登記後に登記されたものである場合には、その債權者は、仮差押債權者が本件の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。
第六十九条 配当表に記載された各債權者の債權又は配当の額について不服のある債權者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。
2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り、配当を実施しなければならない。
(配当異議の申出)
第八十九条 配当表に記載された各債權者の債權又は配当の額について不服のある債權者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。
2 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に限り、配当を実施しなければならない。
(配当異議の訴え等)
第九十条 配当異議の申出をした債務者は、配当異議の訴え等の力ある債務名義の正本を有しない債權者及び執行力のある債務名義の正本を有しない債權者に対する訴えを提起しなければならない。
2 前項の訴えは、執行裁判所が管轄する。
3 第一項の訴えは、原告が最初の口頭弁論期日に出頭しない場合には、その責めに帰することができない事由により出頭しないときを除き、却下しなければならない。
4 第一項の訴えの判決においては、配当表を変更し、又は新たに配当表の調製のために、配当表を取り消さなければならない。
5 執行力のある債務名義の正本を有する債權者に対する配当異議の申出をした債務者は、請求異

議の訴えを提起しなければならない。

6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日（知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日）から一週間以内に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起したことの証明をしないとき、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本の提出をしないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。

(配当等の額の供託)

第九十一条 配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権、質権又は抵当権（以下この項において「先取特権等」という。）の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

六 仮差押又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。

裁判所記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。（権利確定等に伴う配当等の実施）

第九十二条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げ

る事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対し、配当を実施することができなくなつたとき、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のためにも配当表を変更しなければならない。

### 第三目 強制管理

第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び収益の給付義務を負う第三者があるときは、その第三者に對し収益を管理者に給付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、既に収穫し、又は後に収穫するべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後

に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項に規定する第三者に対する同項の開始決定の効力は、開始決定がその第三者に送達された時に生ずる。

三者があるときは、その第三者に對し収益を管理者に給付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、既に収穫し、又は後に収穫するべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後

に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項に規定する第三者に対する同項の開始決定の効力は、開始決定がその第三者に送達された時に生ずる。

えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に對してすれば足りる。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十六条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができない。

(強制管理のための不動産の占有等)

第九十七条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができない。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に對し援助を求めることができる。

(建物使用の許可)

第九十八条 管理人は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。

(建物使用の許可)

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

(管理人の監督)

第二百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に對し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。

(管理人の報酬等)

第二百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けることができる。

(管理人の報酬等)

第二百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職權で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第二百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(強制管理の停止)

第二百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 前項の規定により供託された金額の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならぬ。(配当要求)

第百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(配当等に充てるべき金額等)

第百六条 配当等に充てるべき金額は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又はその換算代金から、不動産に対して課される租税その他の公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

2 配当等に充てるべき金額を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。(管理人による配当等の実施)

第百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができない場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金額の配当について債権者間に協議が調つたときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

4 配当等を受けるべき債権者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債権者及び仮差押債権者並びに配当要求をした債権者とする。

5 第三項の協議が調わないときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。(管理人による配当等の額の供託)

第百八条 配当等を受けるべき債権者の債権が、仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている債権であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときも、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第百九条 執行裁判所は、第百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し)

第百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができない場合には、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 強制競売の規定の準用)

第百十一条 第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本文及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は強制管理について、

第百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」という。)に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所)

第百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第百十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という。)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。

2 強制競売の開始決定においては、債権者のために船舶を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し船舶の出航を禁止しなければならない。

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。

(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡命令)

第百十五条 船舶執行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地(船籍のない船舶にあつては、最高裁判所の指定する地)を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に対し、船舶国籍証書等を執行人に引き渡すべき旨を命ずることができる。

する地方裁判所も、この命令を発することができる。

2 前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を説明しなければならない。

4 執行官は、船舶国籍証書等の引渡しを受けたことを証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第百十六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任することができる。

2 前項の保管人が船舶の保管のために要した費用(第四項において準用する第一百一条第一項の報酬を含む。)は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九条から第一百三条までの規定は、第一項の保管人について準用する。

(保証による強制競売の手続の取消し)

第百十七条 差押債権者の債権について、第三十一条第一項第七号又は第八号に掲げる文書が提出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時(配当要求の終期後においては、その終期)までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を

買受けの申出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を取り消さなければならない。

2 前項に規定する文書の提出による執行停止がその効力を失つたときは、執行裁判所は、同項の規定により提供された保証について、同項の債権者のために配当等を実施しなければならない。この場合において、執行裁判所は、保証の提供として供託された有価証券を取り戻すことができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定については適用しない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方法で提供されている場合の換価について準用する。

(航行許可) 第百八十三条 執行裁判所は、営業上の必要その他相当の事由があると認める場合において、各債権者並びに最高価買受申出人又は買受人及び次順位買受申出人の同意があるときは、債務者の申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

2 前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(事件の移送) 第百十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の地に所在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事件を移送することができる。

2 前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。(船舶国籍証書等の取上げができない場合の強制競売の手続の取消し)

第一百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から一週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

(不動産に対する強制競売の規定の準用)

第一百二十二条 前款第二項(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条第五十四条、第五十五条第二項、第六項及び第七項、第五十六条规定)並びに第八十一条並びに第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十八条第五十条及び第八十二条の規定は船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。

(動産執行の開始等) 第百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物) 土地から分離する前の天然果実で一月以内に取締ることが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(二重差押えの禁止及び事件の併合)

第一百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができない。

2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえていない動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件とを併合しなければならない。仮差押えの執行を受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

(債務者の占有する動産の差押え)

第一百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

2 執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができます。閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な手数をすることができる。

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押さえられた動産(以下「差押物」という。)

を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方をり上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管する場合において、相当であると認めるとときは、その使用を許可することができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。

(債務者以外の者の占有する動産の差押え)

第一百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債務者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。

(差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百二十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の産出物に及ぶ。

(差押物の引渡し命令)

第一百二十七条 差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

2 前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知つた日から一週間以内にしなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

4 第五十五条第六項から第八項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第一百二十八条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

2 差押えの後にその差押えが前項の限度を超えることが明らかとなつたときは、執行官は、その超える限度において差押えを取り消さなければならない。

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)

第一百二十九条 差し押さえられるべき動産の売得金で

ために差し押さえられたものとみなす。

4 第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件との併合されることは、仮差押えの執行がされた動産は、併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。

## 官報(号外)

手続費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第三百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第三百三十二条 次に掲げる動産は、差し押されてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 債務者等の生活に必要な二月間の食料及び燃料

三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農作物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具そぞろのもの

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

手續費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

2 差押物の売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び手続費用を弁済して剩余を生ずる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第三百三十一条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第三百三十三条 次に掲げる動産は、差し押されてはならない。

一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 債務者等の生活に必要な二月間の食料及び燃料

三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭

四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農作物

五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具そぞろのもの

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な文書、日記、商業帳簿及び名譽を表章する物

十 債務者又はその親族が受けた勅草その他の学習に必要な書類及び器具

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第三百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

第三百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)をするもの(以下「手形等」といいう。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第三百三十七条 第三百三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

第三百三十八条 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

第三百三十九条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

(執行官による配当等の実施)

第三百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁

することができる。

(売却の方法)

第三百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。

(売却の場所の秩序維持等に関する規定の適用)

第三百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。

(手形等の提示義務)

第三百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)をするもの(以下「手形等」といいう。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。

(執行停止中の売却)

第三百三十七条 第三百三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

第三百三十八条 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

第三百三十九条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。

(執行官による配当等の実施)

第三百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の協議が調わないときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第三百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のほか、売得金については債務者がその交付を受けるまで(第三百三十七条又は第七十条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金額についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けられるまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第三百四十二条 第三百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金額を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

3 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

4 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されていると

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金額を供託しなければならない。

3 第三項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。

(先取特権等の配当要求)

第三百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求を

2 執行裁判所による配当等の実施)

第三百四十二条 執行裁判所は、第三百三十九条第三

項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条 第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

#### 第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

(債権執行の開始)

第一百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(以下「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第一百四十四条 債権執行については、債務者の普

通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、こ

の普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債

権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判

所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者

(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所

在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権に

より担保される債権は、その物の所在地にある

ものとする。

3 差押さえに係る債権について更に差押命令が發せられた場合において、差押命令を發した執行裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を

他の執行裁判所に移送することができる。前項の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができる。

(差押命令)

第一百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を

禁止し、及び第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送达された時に生ずる。

5 差押命令の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

(差押えの範囲)

第一百四十六条 執行裁判所は、差し押さえべき債権の全部について差押命令を發すことができる。

2 差し押さえた債権の額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の陳述の催告)

第一百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日から二週間以内に差押えに係る債権の存否その他

の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

2 第三債務者は、前項の規定による催告に対し故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第一百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第一百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第一百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又

は仮差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その

残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は仮差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたと

虚して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえではなくない債権の部分について差押命令を発することができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(配当要求)

第一百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

(差押債権者の金銭債権の取立て)

第一百五十五条 金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権

及び執行費用の額を超えて支払を受けたと

きな。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第一百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押債権の範囲の変更)

第一百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債

務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考

慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消し、又は前条の規定により差し押さえではなくない債権の部分について差押命令を発することができる。

2 差押債権者が第三債務者から支払を受けたと

ときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。  
 3 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならない。

(第三債務者の供託)

第一百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(取立訴訟)

第一百五十七条 差押債権者が第三債務者に対し差し押さえた債権に係る給付を求める訴え(以下「取立訴訟」という。)を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえられたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

2 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

3 取立訴訟の判決の効力は、第一項の規定により参加すべきことを命じられた差押債権者で参加しなかつたものにも及ぶ。

4 前条第二項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判

決の主文に掲げなければならない。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判断の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

(債権者の損害賠償)

第一百五十八条 差押債権者は、債務者に対し、差し押さえた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(転付命令)

第一百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令(以下「転付命令」という。)を発することができる。

2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

3 転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

4 第一項の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができる。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が差せられた後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書を提出したことを理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

2 前項の規定により、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえられたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

5 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

6 第一百五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第一百五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第一百五十九条第二項の規定は管理命令について、第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百四十二条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるの

## (譲渡命令等)

第一百六十一条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令(以下「譲渡命令」という。)取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令(以下「売却命令」という。)又は代理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができる。

2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、債務者が外国にあるとき、又はその住所が知れないときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての決定に對しては、執行抗告をすることができる。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

5 執行官は、差し押さえられた債権を売却したときは、債務者に代わり、第三債務者に対し、確定日付のある証書によりその譲渡の通知をしなければならない。

6 第一百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができます。

## (動産の引渡請求権の差押命令の執行)

## 3

第一項に規定する保管人が船舶を引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一百六十三条第一項の規定により選任された保管人と請求することができます。

2 前項の規定により選任された保管人は、船舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第一百六十三条第一項の規定により選任された保管人と請求することができます。

## 4

## (船舶の引渡請求権の執行)

第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による嘱託をするには、嘱託書は、「第百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができます。

3 第百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができます。

4 第百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に對して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができます。

5 第百六十四条 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が確定したときは、転付命令若しくは譲渡命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

6 第百六十五条 第百五十条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が確定したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。



申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

6 前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

(意思表示の擬制)

第七百七十三条 意思表示をすべきことを債務者に命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾若しくは調停に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示したものとみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の証明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引換え又は債務の履行その他の債務者の証明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものとみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債務者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したとき限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の証明すべき事実のないことに係る場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対し一定の期間を定めてその事實を証明する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないときに限り、

### 執行文を付与することができる。

#### 第三章 仮差押え及び仮処分の執行

(仮差押えの執行の要件)

第一百七十四条 仮差押えの執行は、仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の交付された仮差押命令の正本に基づいて実施する。

2 仮差押えは、仮差押命令が言い渡された日又は債権者に対して仮差押命令が送達された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。

3 仮差押えは、仮差押命令が債務者に送達される前であつても、執行することができる。

4 第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条规定から第三十四条まで、第三十六条规定から第三十八条规定まで、第三十九条规定第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第四十一条の規定は、仮差押えの執行について準用する。

(不動産に対する仮差押えの執行)

第一百七十五条 第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において「不動産」という。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行は、船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条第一項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条及び前条第三項の規定は、仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行について、第四十五条第三項、第五十三条第一項、第五十六条及び第八十八条の規定は、船舶国籍登記等の取上げを命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第一百七十七条 第百二十二条第一項に規定する動産(以下この章において「動産」という。)に対する仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法により行う。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託する。

3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。

4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する第一百七十七条の規定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

5 第百四十五条第二項から第五項まで、第一百六十六条から第一百五十三条规定まで、第一百五十四条第四項及び第五項並びに第一百六十七条の規定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

け出なければならない。

5 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条第一項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本条並びに第一百七条规定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

17条第一項、第四十八条第二項、第五十三条第一項、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第二項、第四项本条並びに第一百七条规定は強制管理の方法による仮差押えの執行について準用する。

2 第百二十三条第二項から第五項まで、第一百二十四条、第九十三条から第一百四条まで、第一百六十四条、第一百三十九条から第一百四条まで、第一百六十五条から第一百四条まで、第一百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

3 第百二十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

4 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

5 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

形等について執行官が支払を受けた金銭についてても同様とする。

3 仮差押えの執行に係る動産について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。

4 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

5 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

6 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

7 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

8 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

9 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

10 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

11 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

12 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

13 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

14 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

15 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

16 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

17 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

18 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

19 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

20 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

21 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

22 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

23 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

24 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

25 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

26 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

27 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

28 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

29 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

30 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

31 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

32 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

33 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

34 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

35 第百二十九条第二項から第五項まで、第一百二十四条から第一百三十九条まで、第百三十一條、第百三十二条及び第一百三十六条の規定は、動産に対する仮差押えの執行について準用する。

条の規定により仮差押命令に記載された金額に相当する金銭を供託したことを証明したときは、執行裁判所は、仮差押との執行を取り消さなければならない。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(仮処分の執行)

第一百八十条 仮処分の執行については、この条に定めるもののほか、仮差押との執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮処分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

3 第四十六条、第四十八条第二項、第五十三条、第五十四条並びに第一百七十五条第二項及び第三項の規定は、不動産又は登記等をすることができる船舶若しくはその他の財産権の処分を禁止する仮処分の執行について準用する。

4 第百七十四条第一項から第三項までの規定は、仮処分の執行について準用する。

第四章 担保権の実行としての競売等

第一百八十二条 第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

書が提出されたときに限り、開始する。

#### (不動産競売の手続の停止)

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五條の審判又はこれらと同一の効力を有するものの勝本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記(仮登記を除く。)のされている登記簿の謄本

四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産競売の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産競売の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産競売の申立てにおいて提出された前三項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に交付しなければならない。

5 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本は、執行裁判所は、申立人(申立人が数人あるときは、最初の申立人)に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。ただし、申立人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命ずるものとする。

2 前項第一号から第四号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行

出されたときは、執行裁判所は、既にした執行

については適用しない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定に

行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

られない。

(増価競売の請求に基づく不動産競売の申立て)  
第一百八十五条 民法第三百八十四条第二項に規定する増価競売の請求に基づく不動産競売の申立ては、第三取得者に増価競売の請求を発した日から一週間以内にしなければならない。

一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

二 第百八十二条第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の謄本

三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債務者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判所の和解の調書その他の公文書の謄本

4 担保権の登記の抹消されている登記簿の謄本

5 担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本は、執行裁判所は、申立人(申立人が数人あるときは、最初の申立人)に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、

執行裁判所は、申立ての順序により、申立人に



て、出頭せず、若しくは陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしたときは、五万円以下の過料に処する。(管轄等)

**第二百九十八条** 前二条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。

**2 過料の裁判に対する抗告** 2 過料の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

#### (民事訴訟法の一部改正)

**第三条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。**

##### 〔第六編 強制執行〕

###### 第一章 総則

###### 第一節 金銭ノ債権ニ付テノ強制執行

###### 第一款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二款 通則

###### 第三款 債権及ビ他ノ財産権ニ対スル強制執行

###### 第四款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第五款 債権及ビ他ノ財産権ニ対スル強制執行

###### 第六款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第七款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第八款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第九款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十一款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十二款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十三款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十四款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十五款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十六款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十七款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十八款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第十九款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十一款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十二款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十三款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十四款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十五款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十六款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十七款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十八款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第二十九款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十一款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十二款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十三款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十四款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十五款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十六款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十七款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十八款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第三十九款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第四十款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第四十一款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第四十二款 不動産ニ対スル強制執行

###### 第四十三款 不動産ニ対スル強制執行

**第一条** この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。  
**(競売法の廃止)**  
**第二条** 競売法(明治三十一年法律第十五号)は、廃止する。

行為は、この法律の適用については、この法律の相当規定によつてした執行処分その他の行為とみなす。

**3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行の際、現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱つている事件の処理に関必要な事項は、最高裁判所規則で定める。**

#### 民事執行法案(第八十四回国会開法第七六号、參議院送付)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、判決等の債務名義に基づく強制執行と抵当権等の担保権の実行としての競売とを統合した單行法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつゝ、執行手続の改善及び執行の適正迅速化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 執行裁判所の決定に対する不服申立てとしての執行抗告は、特に定めるものに限ることとし、また、強制執行の停止についても合理的な制限を加えることとする。

2 配当要求制度を改善するほか、不動産の競売については、執行人の現況調査権限を強化し、目的不動産の権利関係を明らかにした物件明細書を作成することとする。また、売却の方法の彈力化を図り、かつ、代金不納付による再競売を防止するため次順位買受けの申出を認めることがある。

3 差押債権者等の申立により、債務者による不動産の価格の減少及び引渡しを困難にする行為を防止するため、保全処分ができることがある。

4 買受人の申立により、債務者又は差押え効を「本編」に改める。

5 不動産等に対する担保権実行の要件と手続を整備し、競売による所有権取得の効果は、担保権の不存在、消滅により覆滅しないこととする。

力発生前から権原により占有する者等を除くことができる」ととする。

不動産の占有者に対し、不動産の引渡しを命令することができる」とする。

が債務者の生活状況等を考慮して差押え禁止の範囲の拡大、減額ができることとする。

本案は、現行民事訴訟法第六編(強制執行)との単行法を制定し、執行手続の適正迅速化、利害関係人の利害の調整を図り、もつて民事執行の機能を充実・強化しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

競売法を統合した民事執行に関する手続法としての単行法を制定し、執行手続の適正迅速化、利害関係人の利害の調整を図り、もつて民事執行の機能を充実・強化しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年三月二十三日

衆議院議長 濑尾 弘吉殿  
法務委員長 佐藤 文生

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年三月二日  
参議院議長 安井 謙

第六編中第七百六十三条の次に次の二条を加える。





「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十七条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

第九十七条第二項中「強制執行」の下に「及び仮差押えの執行」を加え、「最高裁判所が」を最高裁判所規則で「に」改め、同条第三項中「登録自動車の」の下に「处分を禁止する仮処分の執行又は」を加える。

(土地收回用法の一部改正)

第二十八条 土地收回用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の第三第一項ただし書中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売」を「担保権の実行としての競売(その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。)」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「競売法による競売」を「競売」に改める。

第二十九条 土地收回用法による競売(昭和二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条の第三第一項ただし書中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売」を「担保権の実行としての競売(その例による競売を含むものとし、以下単に「競売」という。)」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「競売法による競売」を「競売」に改める。

第五十一条 土地收回用法による競売(昭和二十九号)の規定による」を「民事執行法(昭和五十四年法律第二百九号)第五百五十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭和五十四年法律第二百九号)第二十二条第五号に掲げる」に改め、同条第十一項中「債務名義についての執行文の付与」に、「付与する」を「行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の副本の送達も、同様とする。

第九十四条第十二項中「及び更に執行文付与

についての裁判」を削る。

第九十六条第一項ただし書中「強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代金の支払若しくは」を「強制執行若しくは競売による代金の納付又は」に改め、同条第二項中「強制執行による売却代金、競売法による競落代価」を「強制執行による競落代價」に、「強制執行若しくは競売による代金」に、「払渡しを受けた日は、強制執行又は競売法による競売に際しては、競落期日」

を「払渡しを受けた時が強制競売又は競売に係る配当要求の終期の到来前であるときは、その

時に配当要求の終期が到来したもの」に改め、同条第三項中「強制競売に係る競落許可決定後その確定前、競売法による競売に係る競落許可決定後競落代価の支払前」を「強制競売若しくは競売に係る売却許可決定後代金の納付前」に、「競落許可決定」を「売却許可決定」に改め、

同条第七項中「又は競売法による競売」を「仮差押えの執行又は競売」に、「民事訴訟法及び競売法」を「民事執行法」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十九条)日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第一項中「競売手続又は」を「競売又は」に、「強制競売手続」を「強制競売」に、「取消」を「取消し」に、「事業財團の競落代金の全部の支払があるまで」を「買受人が代金を納付するまでに」、「競売の」を「競売又は強制競売の」に改め、同条第二項中「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付し立てる」に改める。

(会社更生法の一部改正)

第三十条 会社更生法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 道路交通事業抵当法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正す

る。

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全

部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第一項中「競売手續又は」を「競売又は」に、「強制競売手續」を「強制競売」に、「取消」を「取消し」に、「事業財團の競落代金の全部の支払があるまで」を「買受人が代金を納付するまでに」、「競売の」を「競売又は強制競売の」に改め、同条第二項中「事業財團の競落代金の全部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付し立てる」に改める。

第十六条の見出し中「強制執行」を「強制執行等」に改め、同条中「強制執行」の下に「又は仮差押え若しくは仮処分の執行」を加え、「申立」を「申立て」に改める。

第十七条の見出しを「代金納付の通知」に改め、同条中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「事

き」を「基づき」に、「仮差押」を「仮差押え」に、

「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「担保権の実行としての競売」以下單に「競売」という。の手続」に、「但し」を「ただしへ」に、「又は競売手続」を「又は競売の手続」に、「處」を「おそれ」に改める。

第六十七条第一項中「申立」を「申立て」に、「基く」を「基づく」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売及び」を「競売及び」に、「基き」を「基づき」に、「競売法による競売手続」を

「競売の手續」に改める。

第二百四十五条第二項中「に基いて」を「の記載により」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百四十六条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競売法による競売及び」を「競売の手続」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十三条第一項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「競売を「強制競売」競売に改める。

第三条第二項第一号中「行なつて」を行つて「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競賣又は」を「担保権の実行としての競賣」競賣に改める。

第十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第二十九条日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全

部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

第十八条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落代金の支払」を「代金の納付」に、「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落代金の支払」を「代金の納付」に、「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

(農地法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「行なつて」を行つて「競賣法による競賣及び」を「競賣の手續」に、「基き」を「基づき」に、「競賣法による競賣手續」を「競賣の手續」に、「處」を「おそれ」に改める。

第二百四十五条第二項中「に基いて」を「の記載により」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百四十六条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競賣法による競賣及び」を「競賣の手續」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十三条第一項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第二十九条日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全

部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

業財團の競落代金の全部の支払があつたとき

を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

第十八条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

(農地法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「競落代金の支払」を「代金の納付」に、「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百四十五条第二項中「に基いて」を「の記載により」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百四十六条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競落法による競落及び」を「競落の手續」に、「基き」を「基づき」に、「競落法による競落手續」を「競落の手續」に、「處」を「おそれ」に改める。

第二百八十三条第一項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第二十九条日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全

部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

業財團の競落代金の全部の支払があつたとき

を「買受人が代金を納付したとき」に改める。

第十八条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

(農地法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「競落代金の支払」を「代金の納付」に、「競落人」を「買受人」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百四十五条第二項中「に基いて」を「の記載により」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を削る。

第二百四十六条第一項中「仮差押」を「仮差押え」に、「競落法による競落及び」を「競落の手續」に、「基き」を「基づき」に、「競落法による競落手續」を「競落の手續」に、「處」を「おそれ」に改める。

第二百八十三条第一項中「に基いて」を「の記載により」に改め、同条第三項を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第二百八十四条中「及び第三項」を削る。

(道路交通事故抵当法の一部改正)

第三十二条農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第二十九条日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(一部改正)

第十四条第五項中「事業財團の競落代金の全

部の支払があつたとき」を「買受人が代金を納付したとき」に改める。



改める。

第二十一条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条第一項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に改め、同条第二項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第二十二条中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に改める。

第二十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第二十四条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第二十五条中「有体動産」を「動産」に改める。

第二十六条中「差押」を「差押え」に改め、同条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第二十七条の見出しを「(民事訴訟法及び民事執行法の準用)」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十八条中「有体動産」を「動産」に、「差押」を「差押え」に改める。

第二十九条中「差押」を「差押え」に、「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に改める。

第三十条中「競売手続開始の決定」を「強制競売の開始決定」に、「競売の申立て」が競落を許すことなく完結した後」を「強制競売の申立てが取り消す決定が効力を生じた後」に改める。

第三十一条を次のように改める。  
(強制競売の申立ての取下げ等の通知)  
第三十一条前条の不動産について、強制競売の申立てが取り下されたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

第三十四条中「第十八条第二項から第四項まで」を「第十八条第二項及び第三項並びに第三十一条」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「差押」を「差押え」に改める。

第三十六条の見出しを「(競売の開始決定後の滞納処分)」に改め、同条中「競売法による競売」を「動産」に改め、同条第二項中「差押」を「差押え」に、「有体動産」を「動産」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改める。

第三十七条の見出しを「(民事訴訟法及び民事執行法の準用)」に改め、同条第二項を次のように改める。

第四十条企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「(民事訴訟法及び民事執行法の準用)」に改め、同条第二項を次のように改める。

第四十一条民事執行法(昭和五十四年法律第百六号)の一部を次のように改める。

第十九条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第三十八条、第四十二条及び第五百八十三条の規定は、実行手続に關し準用する。

第十九条に次の二項を加える。  
(二重実行の禁止)

2 実行の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

第二十九条を次のように改める。

第五十条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十一条の次に次の二条を加える。  
(配当要求)

第五十二条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十三条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十四条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十五条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十六条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十七条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十八条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十九条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十一条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十二条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十三条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十四条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十五条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十六条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十七条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十八条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第六十九条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るまでに、任意売却により換価をする場合には裁判所が定めて公告した日までに、裁判所に配当要求をすることができる。

第五十条を次のように改める。  
(民事執行法の適用)

第五十一条民事執行法第五十九条、第六十条第

二項、第六十三条、第六十五条から第七十一

条まで、第七十二条第一項及び第二項、第七

四十七条の規定は、換価に關し準用する。

この場合において、同法第六十条第二項中

「執行裁判所」とあるのは「管財人」と、同法第

六十五条及び第六十七条中「執行官」と読み

「管財人」と、同法第七十六条第一項中「差

押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)とあるのは「管財人」と、同法第七十七条中「執行官」と読み替えるものとする。

第五十一条の次に次の二条を加える。  
(配当要求)

第五十二条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るま

でに、任意売却により換価をする場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

当要求をすることができる。

第五十三条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るま

でに、任意売却により換価をする場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

当要求をすることができる。

第五十四条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るま

でに、任意売却により換価をする場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

当要求をすることができる。

第五十五条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るま

でに、任意売却により換価をする場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

当要求をすることができる。

第五十六条の二 債権者は、一括競売により換価をする場合には競落期の終わりに至るま

でに、任意売却により換価をする場合には裁

判所が定めて公告した日までに、裁判所に配

第六百一十五条规定する特別の処分として」を削る。

第四十二条国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「強制管理人」を削る。

第五十五条第三号中「執行官又は強制管理人」を「又は執行官」に改める。

第六百一十五条规定する特別の処分として」を削る。

第四十三条公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「訴」を「訴え」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭和五十四年法律第百五十九号)第三号の規定による」に改める。

第五十八条第二項第一号を次のように改め  
(国税通則法の一部改正)

第四十四条国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「訴」を「訴え」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百五十九条第三号の規定による」を「民事執行法(昭和五十四年法律第百五十九号)第三号の規定による」に改める。

第五十八条第二項第一号を次のように改め  
(国税通則法の一部改正)

第四十五条国税通則法(昭和三十七年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号を次のように改め  
(執行官法の一部改正)

第六十条第一項第一号を次のように改め  
(執行官法の一部改正)

第五十九条第一項第一号を次のように改め  
(執行官法の一部改正)

ての」に改め、「含む。」の下に「又はその遅急」を加え、「民事訴訟法又は競売法」を「民事執行法」に、「民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議」を「同法第十一一条第一項後段の規定による執行異議」に改める。

第八条第一項第一号から第五号までを次のように改める。

### 一 文書の送達

二 差押え又は仮差押えの執行

三 民事執行法第二百二十五条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による手続に係る事務

四 換価のために動産（民事執行法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第九号から第十一号までにおいて同じ。）の引渡しを受けること。

### 五 配当要求に係る事務

第八条第一項第十七号中「第十三号」を「第十八号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十六号中「第十三号」を「第十八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十二号として、同項第十五号中「第十一号」とし、同項第十五号中「民事訴訟法第七百三十三条第一項」を「民事執行法第二百七十二条第一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十四号を同項第十九号とし、同項第十三号を削り、同項第十二号を同項第十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

十六 不動産又は船舶の形状、占有関係その他の現況の調査

十七 民事執行法第五十五条第二項又は第七十一条第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定により不動産に対する占有を解いて保管すること。

十八 船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書の取上げ

第九条第一項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした

動産その他執行官の保管している物」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 民事執行法第六条第二項又は第九十六条第二項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

十三 第九条第一項第八号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 第九条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による証書の作成の費用

十五 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による決定による動産の取上げ

十六 第九条第一項第七号中「船舶」を「船舶等」に、  
「得させる」を「取得させる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

十七 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

十八 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

十九 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十一 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十二 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十三 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十四 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十五 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十六 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十七 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十八 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

二十九 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十一 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十二 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十三 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十四 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十五 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

三十六 第九条第一項第六号中「特定の動産又は代替物の一定の数量」を「動産（有価証券を含み、人の居住する船舶等を除く。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

よる場合を含む。」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

三十七 第九条第一項第八号中「仮差押えをした物」を「仮差押えの執行をした動産その他執行官の保管している物」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十八 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

三十九 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十一 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十二 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十三 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十四 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十五 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十六 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十七 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十八 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

四十九 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十一 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十二 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十三 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十四 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十五 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十六 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十七 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十八 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

五十九 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

六十 第九条第一項第五項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

理の申立て」を「強制競売、競売若しくは強制管理に係る差押え」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第四十条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十一条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十二条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十三条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十四条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十五条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十六条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十七条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十八条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第四十九条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第五十条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

第五十一条 第二項第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による援助

（都市再開発法の一部改正）

十三 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本の交付、執行文の付料の額及び第七号の例により算定した費用の額  
与又は民事執行法(昭和五十四年法律第号)第二十九条の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

第二条第十六号を同条第十九号とし、同条第十五号中「強制執行」の下に「仮差押えの執行」を、「担保権の実行」の下に「(その例による競売を含む。)」を加え、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の許可を得て支払った地代又は借賃

十八 第二十八条の二第一項の費用 同条第一項の規定により算定した額  
第二条第十四号中「前号の正本の付与又は謄本若しくは執行文の交付を受ける」を「第十三号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てる」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十九 公証人法(明治四十一年法律第五十三条) 公証人に支払うべき手数料及び郵便料の額  
二十 公証人法(明治四十一年法律第五十七条ノ二)の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用

第二十一条第一項中「民事訴訟法の規定による」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い」に改める。

第二十二条第一項中「若しくは管理人」を「管理人若しくは評価人」と、「競売」を「換価」に改める。

第二十三条中第二十八条の次に次の一条を加える。  
(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六条第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により供託した第三債務者は、供託するために要する旅費、日当及び宿泊料(供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用)、供託に要する書類の書記料(その書類が官厅その他の公の団体の作成に係るものについては、その交付を受けるために要する費用)並びに供託の事情の届出の書類の書記料及び提出の費用を請求することができる。

二 前項の費用の額は、第二十七条の規定にかかるらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

三 第一項の費用は、第二十七条の規定にかかるらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

四 第一項の費用は、供託金から支給する。

別表第一の二八の項の上欄(1)中「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはヘ」に改める。

別表第二の四の項の上欄中「執行力のある正本」を「執行文」に改める。

第五十条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四条)の一部を次のように改正する。  
第二十二条第一項中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「担保権の実行」の下に「(ロ)掲げる申立て及び民事執行法第五十三条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による差押命令の申立てを除く。」を加え、同欄中ロを次のように改める。

口 民事執行法第百七十七条第一項又は第百七十二条第一項の強制執行の申立て  
別表第一の一の二の項の上欄中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。  
ニ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て  
別表第一の一七の項の上欄中「執行文の付与に対する異議の申立て、執行裁判所がする強制執行の方法に関する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第六百八十七条第二項の規定による管理命令若しくは同条第三項の規定による引渡命令の申立て、同法第七百十九条の規定による船舶の航行の許可を求める申立て」を削り、同欄ホ中「イ」の下に「又はロ」を加え、同欄中ホをへとし、同欄ニ中「処分に対する異議」を「執行処分又はその遅延に対する執行異議」に改め、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。  
ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項若しくは第二項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第三項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六条第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高値買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十五条第一項の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八十六条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て又は同法第一百七十二条第二項の規定による申立て

別表第一の二八の項の上欄(1)中「ニ若しくはホ」を「ホ若しくはヘ」に改める。

別表第二の四の項の上欄中「執行力のある正本」を「執行文」に改める。

第五十一条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四条)の一部を次のように改正する。  
第二十二条第一項中「競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売手続」を「担保権の実行」としての競売の手續に改める。

第三十六条第三項中「民事訴訟法第五百四十七条及び第五百四十八条」を「民事執行法第三十一条及び第三十七条」に改める。

第五十二条 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五条)の一部を次のように改正する。  
第一項第二項を次のように改める。  
2 前項に規定する確定判決についての執行判断決に關しては、民事執行法(昭和五十四年法律第三十五条第二項中「請求に關し異議を主張

昭和五十四年三月二十三日 衆議院会議録第十八号(二)

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書 民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律案及び同報告書

五〇四

費用については、なお従前の例による。

第二百条各号に掲げる条件を具備しないときは、  
とあるのは、「油損害賠償保険法第十二条  
第一項各号の一に該当するとき」とする。

(仮登記担保契約に関する法律の一部改正)  
第五十一条 仮登記担保契約に関する法律(昭和  
五十三年法律第七十八号)の一部を次のよう  
に改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 民事執行法(昭和五十四年法律第  
号)

第五十九条第二項及び第三項の規定は前項の  
規定により消滅する担保登記に係る権利を  
有する者に対抗することができない土地等に  
係る権利の取得及び仮処分の執行について、  
同条第五項の規定は利害關係を有する者のし  
た前項の規定又はこの項において準用する同  
条第二項の規定と異なる合意の届出について  
準用する。

第十七条を次のように改める。

(強制競売等の特則)

第十七条 所有権の移転に関する仮登記がされ  
てある土地等に対する強制競売又は担保権の  
实行としての競売において配当要求の終期が  
定められたときは、裁判所書記官は、仮登記  
の権利者に対し、その仮登記が、担保登記  
であるときはその旨並びに債権(利息その他  
の附帯の債権を含む。)の存否、原因及び額  
を、担保仮登記でないときはその旨を「配当要  
求の終期までに執行裁判所に届け出るべき旨  
を催告しなければならない。

差押えの登記前にされた担保登記に係る  
権利で売却により消滅するものを有する債権  
者は、前項の規定による債権の届出をしたと  
きに限り、売却代金の配当又は弁済金の交付  
を受けることができる。

3 所有权の移転に関する仮登記がされている  
土地等につき企業担保権の実行の開始の決定  
があつたときは、管財人は、仮登記の権利者  
に対し、第一項に規定する事項を企業担保法  
に対し、第一項に規定する事項を企業担保法

(昭和三十三年法律第百六号)第二十二条第一  
項第五号の期間内に届け出るべき旨を催告し  
なければならない。

4 民事執行法第五十条の規定は第一項又は前  
項の規定による催告を受けた仮登記の権利者  
について、同法第八十七条第二項の規定は第  
二項の債権者のための担保登記が仮差押え  
の登記後にされたものである場合について、

同条第三項の規定は第二項の債権者のための  
担保登記が執行停止に係る差押えの登記後  
にされたものである場合について準用する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大  
陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴  
う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する  
特別措置法の一部改正)

第五十二条 日本国と大韓民国との間の両国に隣  
接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の  
実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発  
に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十  
一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「及び強制執行」を「強制執行、仮  
差押え及び仮処分」に改める。

第二十九条第四項中「競落を許す決定が確定  
したとき」を「買受人が代金を納付したとき」に  
改め、同条第五項中「売得金」を「売却代金」に改  
める。

(家事審判法等の一部改正)

第五十三条 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟  
に関する法令」を「民事執行法(昭和五十四年法  
律第  
号)」その他強制執行の手続に関する  
法令」に、「但し」を「ただし」に改める。

一 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二  
号)第二十九条第二項

二 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十  
二号)第三十六条第二項

次に掲げる法律の規定中「競落を許す決定が  
確定したとき」を「買受人が代金を納付したと  
き」に改める。

2 次に掲げる法律の規定中「競落を許す決定が  
確定したとき」を「買受人が代金を納付したと  
き」に改める。

一 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十  
七号)第十七条第四項

二 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六  
号)第二十条第四項

3 次に掲げる法律の規定中「競売法(明治三十  
一年法律第十五号)による競売」を「担保権の実行  
としての競売(その例による競売を含む。)」に改  
める。

一 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の  
整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十  
八号)第二十五条第一項第二号

二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第  
一百三十四号)第三十二条第一項第三号

三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の  
整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法  
律第百四十五号)第三十四条第一項第二号

四 四十一年法律第百十号)第三十八条第一項第  
三号

五 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八  
十六号)第五十一条第一項第三号

1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律  
第  
号)の施行の日(昭和五十五年十月一  
日)から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執  
行、企業担保権の実行及び破産の事件について  
は、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受けた手数料及び  
支払又は償還を受ける費用の額については、同  
項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定め  
るところによる。

4 この法律の施行後に申し立てられた民事執  
行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十  
八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に關  
する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる

費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
に関する法律案(内閣提出、參議院送付)に  
関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、民事執行法の施行に伴い、民事訴訟  
法ほか六十の関連する諸法律について、字句の  
修正、条文の整理その他関連事項の改正を一括  
して行おうとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、民事執行法の施行に伴い、関連する  
諸法律について、所要の整理等を行おうとする  
ものであり、妥当なものと認め、可決すべきも  
のと議決した次第である。

三 本案は、民事執行法の施行に伴い、関連する  
諸法律について、所要の整理等を行おうとする  
ものであり、妥当なものと認め、可決すべきも  
のと議決した次第である。

四 昭和五十四年三月二十二日  
昭和五十四年三月十六日  
衆議院議長 濑尾 弘吉殿

法務委員長 佐藤 文生  
衆議院議長 濑尾 弘吉殿

内閣総理大臣 大平 正芳

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第一条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十  
六年法律第四十号)の一部を次のように改正す  
る。

第二十二条第二項中「三百キロメートル」を「五百  
キロメートル」に改め、「含む。」の下に「並び  
に座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急

行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道

百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を

徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の

場合の座席指定料金に限る。」を加える。

(刑事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二条 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十年

六年法律第四十一号)の一部を次のように改正

する。

第三条第一項中「三百キロメートル」を「百キ

ロメートル」、「百キロメートル」を「五十キロメートル」に改め、「含む。」の下に「並びに座席指定料金(座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。」を加える。

#### 附 則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行

する。  
2 この法律の施行前に要した費用については、  
なお従前の例による。

#### 理 由

国家公務員等の旅費に関する規定の整備等にかんがみ、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費について、急行料金を支給する旅行の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出)に関する報告書**

#### 一 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等の旅費に関する規定の整備等にかんがみ、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費について、急行料金を支給する旅行の範囲を拡大するとともに、新たに座席指定料金を支給することができるようしよう

とするものである。

#### 二 議案の可決理由

本案は、国家公務員等の旅費の支給範囲の拡大等にかんがみ、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の旅費についてもこれに準じた改正をしようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年三月二十三日

衆議院議長 鶯尾 弘吉殿  
法務委員長 佐藤 文生

昭和五十四年三月二十二日 衆議院会議録第十八号(二)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

大蔵省印刷局  
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
電話 東京 五八二一四四二一  
大蔵 107